

金融商品取引法における課徴金事例集

平成23年6月

証券取引等監視委員会事務局

はじめに

本書は、金融商品取引法違反があったとして、証券取引等監視委員会の勧告に基づき平成 22 年 5 月から平成 23 年 4 月までの間に課徴金納付命令が発せられ、取消しの訴えの出訴期間が経過した（取消しの訴えがあり、現在係争中のものを除く。）課徴金 31 事例（内部者取引に係るもの 14 事例、相場操縦に係るもの 5 事例、開示書類の虚偽記載に係るもの 11 事例、開示書類の不提出に係るもの 1 事例）について、その概要を取りまとめたものである。こうした事例集の公表は 4 回目となる。

今回の事例集は前回に引き続き、事案の内容が理解しやすくなるよう適宜概要図を挿入した他、事案に見られる特徴的な事象についても可能な限り解説を加えた。また、課徴金制度導入以降、勧告件数で通算 173 件（納付命令対象者ベース）の事案を通観した傾向分析を行い掲載した。さらに、課徴金勧告には至らなかったものの、自発的訂正等を慫慂した開示検査事案の概要を盛り込むことなどにより、内容を充実させた。

本書が、市場監視行政の透明性を高めるとともに、証券市場を巡るルールの共有の促進を通じて幅広い市場関係者の自主的な規律の向上に役立つことを期待している。

平成 23 年 6 月

証券取引等監視委員会事務局

目次

課徴金納付命令に関する勧告件数及び課徴金額	1
内部者取引	
内部者取引に対する課徴金勧告事案の特色	3
個別事例（14 事例）	7
相場操縦	
相場操縦に対する課徴金勧告事案の特色	39
個別事例（5 事例）	40
開示書類の虚偽記載	
開示書類の虚偽記載に対する課徴金勧告事案の特色	57
個別事例（11 事例）	61
開示検査の結果是正が行われた案件（勧告事案を除く）	98
開示書類の不提出	
個別事例（1 事例）	99

凡例

- ・ 「法」とは、金融商品取引法を指す。
- ・ 「旧法」とは、平成 20 年法律第 65 号による改正前の金融商品取引法を指す。
- ・ 「違反行為者の取引」は、特に明示していない場合、本人名義、現物取引を指す。

課徴金納付命令に関する勧告件数及び課徴金額

年度	勧告件数(件)・課徴金額(円)							
			不公正取引				開示書類の虚偽記載等	
			内部者取引		相場操縦			
件数	課徴金額	件数	課徴金額	件数	課徴金額	件数	課徴金額	
17	4	1,660,000	4	1,660,000				
18	14	682,480,000	11	49,150,000			3	633,330,000
19	24	106,449,997	16	39,600,000			8	66,849,997
20	29	1,980,519,997	17	59,160,000	1	7,450,000	11	1,913,909,997
21	53	766,959,998	38	49,220,000	5	6,260,000	10	711,479,998
22	45	1,943,759,994	20	42,680,000	6	21,260,000	19	1,879,819,994
23	4	321,740,000			1	4,380,000	3	317,360,000
合計	173	5,803,569,986	106	241,470,000	13	39,350,000	54	5,522,749,986

(注) 1 年度とは当年4月～翌年3月をいう。ただし、23年度は5月まで。

2 23年5月までに勧告が行われた事案を集計している。

3 「開示書類の虚偽記載等」には、公開買付開始公告の不実施に関する事案、開示書類の不提出に関する事案を含む。

. 内部者取引

内部者取引に対する課徴金勧告事案の特色

内部者取引行為に対する課徴金勧告の件数は、平成 17 年 4 月の制度導入以降、6 年(平成 22 年 3 月の勧告まで)で、106 件(納付命令対象者ベース)となった。

これまでの勧告事案から見られる内部者取引の傾向は、以下のとおりである。

違反行為に係る重要事実の多様化

勧告事案を勧告時点ごとに集計し、違反行為に係る重要事実別に分類したものが(表 1 - 1)である。勧告した事案をみると、違反行為に係る重要事実は多様化の傾向にある。平成 22 年度においては、制度導入以来、一度も勧告を行わなかった重要事実(自己株式取得・子会社異動を伴う株式譲渡等)について勧告を行った事案が見受けられた。また、前年度に引き続きバスケット条項が適用された事案(第三者割当増資の失権)が見受けられた。

(表 1 - 1) 重要事実別勧告状況

年 度	17	18	19	20	21	22	計
新株等発行	2	3	3	1	4	6	19
自己株式取得	0	0	0	0	0	1	1
株式分割	0	2	0	0	0	0	2
株式交換	0	0	0	2	2	2	6
合併	0	0	2	1	0	0	3
業務提携・解消	3	0	5	8	0	3	19
子会社異動を伴う株式譲渡等	0	0	0	0	0	1	1
民事再生・会社更生	1	0	0	0	8	2	11
行政処分の発生	0	0	0	0	2	0	2
決算情報	0	5	3	3	2	1	14
バスケット条項	0	0	0	0	4	3	7
子会社の重要事実	0	1	0	0	3	0	4
公開買付け	0	0	3	3	13	2	21
うち公開買付けに準ずるもの	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(1)
合計	6	11	16	18	38	21	110
年度別勧告件数	4	11	16	17	38	20	106

- (注) 1 年度とは、当年 4 月～翌年 3 月をいう。
 2 件数は、納付命令対象者ベースで計上している。
 (以上、(表 2)(表 3)(表 4)において同じ)
 3 異なる種類の重要事実を知って違反行為を行った者については、重要事実ごとに重複計上しているため、年度ごとの合計数と年度別勧告件数は一致しないものがある。

勧告事案を違反行為時点ごとに集計し、違反行為に係る重要事実別に分類したものが(表1-2)である。新株等発行、決算情報、公開買付けなどは、毎年度違反行為が見受けられ、内部者取引に利用されやすい重要事実といえる。企業の経営破綻が相次いだ平成20年度には、民事再生手続開始等の申立てを重要事実とした違反行為が多く見受けられる(民事再生手続開始等の申立てを行った会社としては3社)。

(表1-2)重要事実別違反行為状況

年 度	17	18	19	20	21	計
新株等発行	5	5	2	4	3	19
自己株式取得	0	0	0	0	1	1
株式分割	2	0	0	0	0	2
株式交換	0	0	5	0	2	7
合併	0	2	1	0	0	3
業務提携・解消	5	5	7	0	3	20
子会社異動を伴う株式譲渡等	0	0	0	0	1	1
民事再生・会社更生	1	0	0	10	0	11
行政処分の発生	0	0	0	2	0	2
決算情報	6	6	4	1	1	18
バスケット条項	0	0	2	6	0	8
子会社の重要事実	1	0	0	3	0	4
公開買付け	5	12	11	9	2	39
うち公開買付けに準ずるもの	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)	(1)
合計	25	30	32	35	13	135

- (注) 1 年度とは、当年4月～翌年3月をいう。
 2 件数は、違反行為ベースで計上している。
 3 違反行為者が複数の重要事実により行った違反行為をそれぞれ計上しているため、合計数は(表1-1)の件数(課徴金勧告時点)と一致しない。

内部者取引における違反行為者の属性

内部者取引を行った違反行為者は、会社関係者及び公開買付者等関係者(以下「関係者」という。)と、関係者から重要事実の伝達を受けた者である、第一次情報受領者(以下「情報受領者」という。)に大別できる。

平成20年度までの各年度においては、関係者が行った事案の件数が、情報受領者が行った事案の件数を上回っていたが、21年度に情報受領者が関係者を上回り、22年度においても同様に情報受領者が上回っている。

平成22年度においては、会社関係者に対する勧告が8件、公開買付者等関係者に対する勧告はなかった。このうち、発行会社又は公開買付者の役員及び社員(以下「役員及び社員」という。)に対する勧告は3件である。これに対し、契約締結者等に対する勧告は5件であり、21年度よりも増加している。

この契約締結者等とは、発行会社と第三者割当増資について引受契約の締結又は交渉を行っていた者など、発行会社と契約を締結しているか、契約交渉の過程にあった者である。

(表2) 行為者属性(適用条項)別勧告状況

年 度	17	18	19	20	21	22	計
会社関係者(166条)	4	8	9	14	13	8	56
発行会社役員(1項1号)	0	1	1	2	4	1	9
発行会社社員(1項1号)	4	3	3	4	7	2	23
発行会社(175条9項による準用)	0	2	1	0	0	0	3
契約締結者等(1項4号・5号)	0	2	4	8	2	5	21
公開買付者等関係者(167条)	0	0	0	1	4	0	5
買付者役員(1項1号)	0	0	0	1	0	0	1
買付者社員(1項1号)	0	0	0	0	1	0	1
買付者との契約締結者等 (1項4号・5号)	0	0	0	0	3	0	3
第一次情報受領者	0	3	7	4	21	12	47
会社の重要事実(166条3項)	0	3	4	2	12	10	31
公開買付け事実(167条3項)	0	0	3	2	9	2	16
合計	4	11	16	19	38	20	108
年度別勧告件数	4	11	16	17	38	20	106

(注) 違反行為者が複数の違反行為を行った結果、属性(適用条項)を重複して計上しているものがある。このため、年度ごとの合計数と年度別勧告件数欄数は一致しないものがある。

情報受領者に重要事実を伝達した者(以下「伝達者」という。)の属性は、関係者と同じく、役員及び社員の伝達による件数は減少したが、契約締結者等の伝達による件数は増加した。

伝達者と情報受領者の関係は、仕事上の関係(株式取得交渉先、取引先、発行会社の監査法人等)とプライベートな関係(小中学校の同級生、元上司、元同僚、同業者、夫婦、交際相手等)とに大別され、依然として、内部情報を得た者が不用意に他者に当該情報を漏らしている事例が見受けられる。

会社の内部情報に接触する機会のある者は、当該情報に基づいて株取引を行わないことはもとより、当該情報を他人に漏らさない、他人を違反行為者にさせないことを心掛けることが必要である。また、取引先との契約関係において得た内部情報についても、同様に注意する必要がある。

(表3) 情報伝達者の属性

年 度	18	19	20	21	22	計
会社重要事実の伝達(166条)	3	4	2	12	10	31
発行会社役員(1項1号)	2	0	1	4	1	8
発行会社社員(1項1号)	0	1	0	5	1	7
発行会社の業務従事者(1項1号)	0	0	0	0	1	1
契約締結者等(1項4号・5号)	1	3	1	3	7	15
公開買付け事実の伝達(167条)	0	3	2	9	2	16
買付者役員(1項1号)	0	0	0	0	1	1
買付者社員(1項1号)	0	0	0	1	0	1
買付者の業務従事者(1項1号)	0	1	0	1	0	2
買付者との契約締結者等 (1項4号・5号)	0	2	2	7	1	12
うち 買付対象者役員・社員	0	0	2	3	1	6

(注) 同一の違反行為者について、異なる種類の重要事実について複数の伝達者からの伝達を受けているものを重複して計上している。

これまでの勧告事案において、違反行為に借名口座が使用された件数は、106件中27件である。借名による取引は、親族や知人などから、既設の口座を借り受けて行われることが多いが、違反行為者が内部者取引を行うため、知人に指示して証券口座を新規開設させた事例も見受けられた。(事例14)

(表4) 違反行為に使用された証券口座

年 度	17	18	19	20	21	22	計
自己名義口座	4	8	13	9	28	17	79
借名口座	0	3	2	7	7	2	21
自己名義口座と借名口座の 両方を使用	0	0	1	1	3	1	6
合計	4	11	16	17	38	20	106

市場において、より高いモラルを求められる者である税理士、公認会計士などによる内部者取引が見受けられた(事例5, 14)。

株式の発行会社に、自社株に係る取引の管理制度(届出制)が定められていたにもかかわらず、届出がなされておらず、役員による内部者取引が行われた事案が見受けられた。

発行会社において、内部情報についての管理体制(内部者取引管理規定の作成、情報管理責任者の設置、関係者以外への情報規制等)がある程度構築されていたが、役職員が自社の内部情報を社外の者に伝えたことにより、内部者取引が行われた事例が見受けられた。

事例 1

違反行為者は、上場会社 A 社が第三者割当による新株式及び新株予約権の発行を行うことについて決定をした旨の重要事実について、A 社のために出資者を手配することを委託されていた者から伝達を受けながら、当該重要事実の公表前に、A 社株式を買い付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1 違反行為者

A 社のために出資者を手配することを委託されていた者からの第一次情報受領者

2 重要事実（適用条文）

第三者割当による新株式及び新株予約権の発行（法第 166 条第 2 項第 1 号イ）

3 重要事実の決定時期・決定機関

6 月 21 日まで A 社代表取締役により決定

（同日までに、証券取引所に対して本件増資についての事前説明を行うため、具体的な増資の方針が決定された。）

（重要事実に係る取締役会決議は、6 月 30 日であるが、実質的な決定時期・決定機関は上記のとおりである。）

4 重要事実の公表

6 月 30 日 午後 9 時 25 分頃 公表（T Dnet）

5 重要事実を知った経緯（適用条文）

違反行為者は、6 月 30 日、A 社のために出資者を手配することを委託されていた者から、同人がその契約の履行に関し知った、A 社が第三者割当による新株式及び新株予約権の発行を行うことについて決定した旨の伝達を受け、当該重要事実を知った（法第 166 条第 3 項）。

6 違反行為者の取引

- ・ 6 月 30 日に、A 社の株式 150 株を買付価額 156,195 円で買付け
- ・ インターネットによる発注

7 課徴金額

40万円

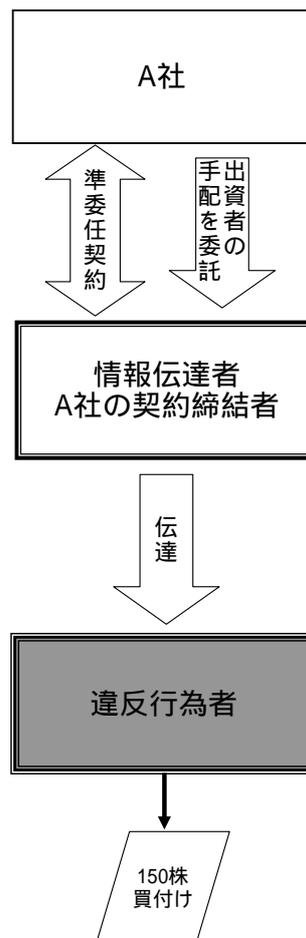
(計算方法) 3,720円(重要事実公表後2週間における最も高い価格) × 150株
- 156,195円(買付価額) = 401,805円 [1万円未満切捨て]

8 本事例の特色

本件の情報伝達者は、資金調達のための出資者を手配することを、A社の代表取締役から「口頭」で委託されていた。

法第166条第1項第4号の「契約」の範囲には、社会的に契約とみなされるものが幅広く含まれ、契約の締結とは書面によるものに限られるわけではなく、「口頭」によるものも含まれる。

上記のことから、A社の代表取締役が情報伝達者に対し、A社のために出資者を手配することを口頭で委託した行為は、両者間の準委任契約に該当する。



事例 2

上場会社 A 社が行う増資の実質的な出資者としての総額引受契約の締結に係る交渉をしていた者である違反行為者 及び は、A 社が第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の発行を行うことについて決定した旨の重要事実を、上記の交渉に関し知りながら、当該重要事実の公表前に、A 社株式を買い付けたものである（違反行為者 は売付けも行っている。 ）。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1 違反行為者

違反行為者 A 社の実質的な出資者として本件増資に関する総額引受契約の締結に係る交渉をしていた者（非上場会社役員）

違反行為者 A 社の実質的な出資者として本件増資に関する総額引受契約の締結に係る交渉をしていた者

（注）本件増資の割当先の名義は投資事業組合（ファンド）であったが、その実態がないことや、増資交渉当事者の意思等から、各違反行為者は実質的な出資者に該当する。

2 重要事実（適用条文）

第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の発行（法第 166 条第 2 項第 1 号イ）

3 重要事実の決定時期・決定機関

前年 8 月 29 日 A 社社長により決定

（A 社社長において、本件増資の計画が最終的に決せられたのは 1 月上旬頃であるが、A 社社長は、前年 8 月 29 日までに本件増資の規模、方法（第三者割当）、時期等の方針を決定し、本件増資の実施に向けた準備作業を具体化させていることなどから、決定時期は上記のとおりである。）

4 重要事実の公表

1 月 23 日 午後 6 時頃 公表（T Dnet）

5 重要事実を知った経緯（適用条文）

違反行為者 は、前年 8 月 29 日、A 社社長との間で、A 社が行う増資の実質的な引受先として総額引受契約の締結に係る交渉を行った際、その交渉に関し当該重要事実を聞き、知った（法第 166 条第 1 項第 4 号）。

違反行為者は、前年9月下旬頃、違反行為者と同じくA社社長と総額引受契約の交渉をしていた者から、当該重要事実を聞き及び、知った（法第166条第1項第4号）。

6 違反行為者の取引

- 違反行為者
- ・ 前年10月21日から1月23日までの間に、A社の株式合計14,000株を買付価額790,000円で買付け（うち3,000株163,000円は旧法下における取引に係るもの）
 - ・ 1月22日に、A社の株式3,000株を売付価額249,000円で売付け
 - ・ インターネットによる発注
 - ・ 信用取引によりA社の株式を買付け及び売付け
- 違反行為者
- ・ 1月20日に、A社の株式70,000株を買付価額4,097,600円で買付け
 - ・ インターネットによる発注

7 課徴金額

違反行為者 46万円

（計算方法）（買付けについて）

$92 \text{円} \text{（重要事実公表後2週間における最も高い価格）} \times 11,000 \text{株}$
 $- 627,000 \text{円} \text{（買付価額）} = 385,000 \text{円}$

（売付けについて）

$249,000 \text{円} \text{（売付価額）} - 55 \text{円} \text{（重要事実公表後2週間における最も低い価格）} \times 3,000 \text{株} = 84,000 \text{円}$

上記の買付け及び売付けについてそれぞれ算出した額を合算

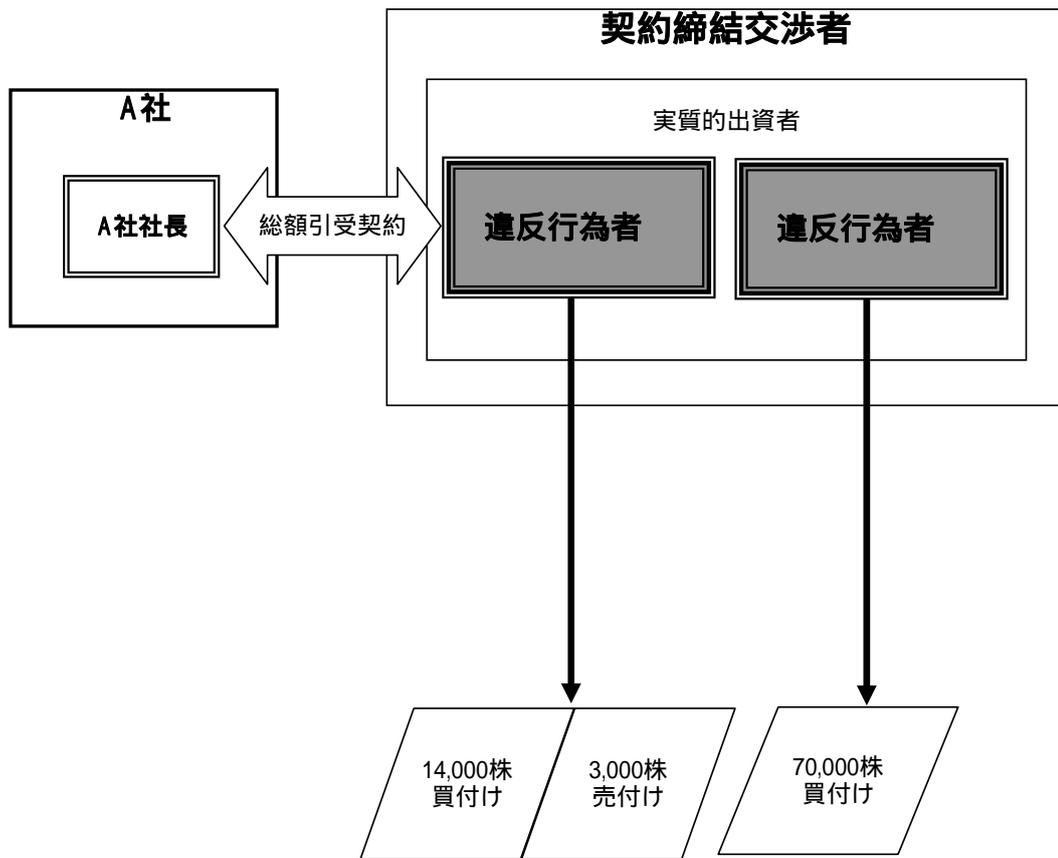
$385,000 \text{円} + 84,000 \text{円} = 469,000 \text{円}$ [1万円未満切捨て]

（旧法下における取引に係るもの）

$55 \text{円} \text{（重要事実公表後の株価）} \times 3,000 \text{株} - 163,000 \text{円} \text{（買付価額）}$
 $= 2,000 \text{円}$ [課徴金の額は1万円未満であるため0円]

違反行為者 234万円

（計算方法） $92 \text{円} \text{（重要事実公表後2週間における最も高い価格）} \times 70,000 \text{株}$
 $- 4,097,600 \text{円} \text{（買付価額）} = 2,342,400 \text{円}$ [1万円未満切捨て]



事例 3

違反行為者は、上場会社 A 社が第三者割当による新株式発行を行うこと（本件増資）について決定した旨の重要事実について、本件増資の引受けに係る契約締結の交渉に関し知りながら、当該重要事実の公表前に、A 社株式を買い付けるとともに、これを売り付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1 違反行為者

A 社の契約締結者（非上場会社役員）

2 重要事実（適用条文）

第三者割当による新株式の発行（法第 166 条第 2 項第 1 号イ）

3 重要事実の決定時期・決定機関

8 月 23 日頃まで A 社社長により決定

（同日頃までに、証券取引所に対して本件増資についての概要説明を行うため、具体的な増資の方針が決定された。）

（重要事実に係る取締役会決議は、9 月 14 日であるが、実質的な決定時期・決定機関は上記のとおりである。）

4 重要事実の公表

9 月 15 日 午前零時 5 分頃 公表（T Dnet）

5 重要事実を知った経緯（適用条文）

違反行為者は、9 月 1 日、A 社から増資の引受先を探すことを依頼された者（アレンジャー）から新株式に係る引受申込書の作成方を依頼され、遅くともこの頃までに、新株式の引受けに係る契約の締結の交渉に関して当該重要事実を知った（法第 166 条第 1 項第 4 号）。

6 違反行為者の取引

- ・ 9 月 2 日に A 社の株式 30,000 株を買付価額 570,000 円で買付け
- ・ 9 月 9 日及び 9 月 10 日に、A 社の株式合計 80,000 株を売付価額 2,630,000 円で売付け
- ・ 電話による発注

7 課徴金額

157万円

(計算方法) (買付けについて)

61円(重要事実公表後2週間における最も高い価格) × 30,000株
- 570,000円(買付価額) = 1,260,000円

(売付けについて)

2,630,000円(売付価額) - 29円(重要事実公表後2週間における最も低い価格) × 80,000株 = 310,000円

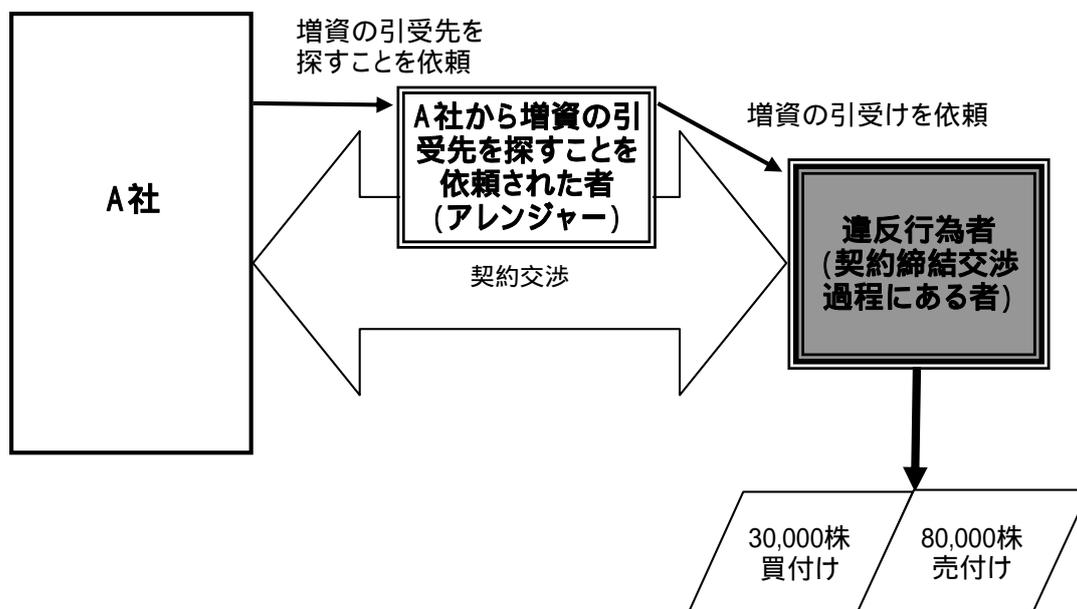
上記の買付け及び売付けについてそれぞれ算出した額を合算

1,260,000 + 310,000 = 1,570,000円

8 本事例の特色

重要事実を知った違反行為者が、その公表前に同銘柄の株式の売付け及び買付けを行った場合には、その売買の両方が内部者取引に該当する。

本件の違反行為者は、重要事実を知った後、公表される前に、A社株式の売付け及び買付けを行っているが、この場合も売付け及び買付けの双方の取引について、公表前の実際の売買価額と公表後2週間における、買付けにおいては最も高い価格、売付けにおいては最も低い価格の株価に、買付数量あるいは売付数量を乗じて得た額との差額を算定し、課徴金を課したものである。



事例 4

違反行為者は、上場会社 A 社が自己の株式の取得を行うことを決定した旨の重要事実について、A 社の役員（違反行為者の配偶者）から伝達を受けながら、当該重要事実の公表前に、A 社株式を買い付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1 違反行為者

A 社役員からの第一次情報受領者（A 社役員の配偶者）

（違反行為者は、A 社の執行役員を務めているが、本件重要事実を職務に関し知ったものではない。）

2 重要事実（適用条文）

自己の株式の取得（法第 166 条第 2 項第 1 号二）

3 重要事実の決定時期・決定機関

7 月 21 日頃 A 社社長が役員と協議し決定

（重要事実に係る取締役会決議は、8 月 24 日に行われているが、実質的な決定時期・決定機関は上記のとおりである。）

4 重要事実の公表

8 月 24 日 午後 4 時 30 分頃 公表（T Dnet）

5 重要事実を知った経緯（適用条文）

違反行為者は、7 月 22 日頃までに、自宅において A 社の役員である配偶者から、A 社が自己の株式の取得を行う旨の伝達を受け、当該重要事実を知った（法第 166 条第 3 項）。

6 違反行為者の取引

- ・ 7 月 22 日から 8 月 24 日までの間に、A 社の株式合計 84 株を買付価額 5,887,600 円で買付け
- ・ インターネットによる発注
- ・ 親族の証券口座を利用

7 課徴金額

73万円

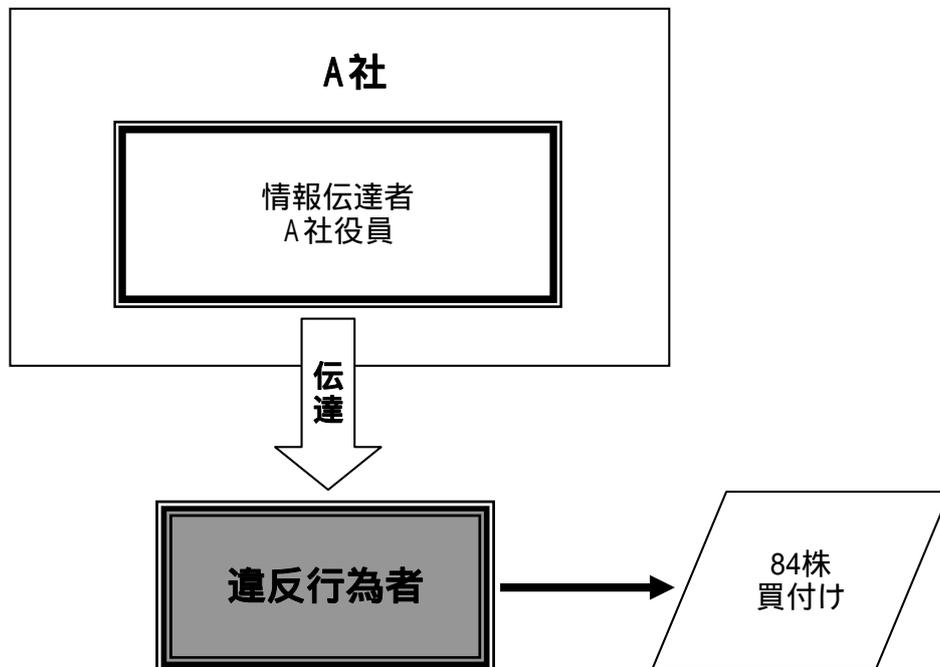
(計算方法) 78,800円(重要事実公表後2週間における最も高い価格) × 84株

- 5,887,600円(買付価額) = 731,600円 [1万円未満切捨て]

8 本事例の特色

本件の違反行為者は、違反行為者の親族名義口座において、親族の計算においてA社株式の買付けを行っていたものであり、法第175条第10項に規定する「次の各号に掲げる者の計算において第166条第1項に規定する売買等をした者」のうち、法第175条第10項第2号に規定されている「当該売買等をした者と生計を一にする者その他の当該売買等をした者と特殊の関係にある者として内閣府令で定める者」の計算において売買等をした者に該当することから、違反行為者本人の自己の計算において当該売買等をしたものとみなして、法第175条第1項の規定を適用した初めての事例である。

金融商品取引法においては、違反行為者本人の「自己の計算における売買」が、課徴金を課す上での要件であるが、平成20年の法改正により、本件のように、近親者等の計算による売買も、違反行為者本人の自己の計算において行った売買とみなされ、同人に課徴金が課せられることになる。



事例 5

違反行為者 及び は、上場会社 A 社が B 社との間で株式交換を行うことを決定した旨の重要事実について、A 社と業務委託契約の締結の交渉をしていた C 社の社員から伝達を受けながら、当該重要事実の公表前に、A 社株式を買い付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1 違反行為者

違反行為者 及び A 社と業務委託契約の交渉を行っていた C 社の社員からの第一次情報受領者（いずれも税理士）

2 重要事実（適用条文）

株式交換（法第 166 条第 2 項第 1 号チ）

3 重要事実の決定時期・決定機関

3 月 27 日 取締役会構成員全員の会議の場で決定

（重要事実に係る取締役会決議は 4 月 27 日に行われているが、実質的な決定時期・決定機関については上記のとおりである。）

4 重要事実の公表

4 月 27 日 午後 3 時頃 公表（T Dnet）

5 重要事実を知った経緯（適用条文）

情報伝達者である C 社の社員は、A 社の担当者から、A 社が B 社との間で株式交換を実施するという重要事実を、株式交換比率算定の業務委託契約の締結の交渉に際し、説明を受けた。

その後、違反行為者 及び は、4 月 17 日、C 社の社員との飲食中、A 社が B 社との間で株式交換を行う旨の伝達を受け、当該重要事実を知った（法第 166 条第 3 項）。

6 違反行為者の取引

違反行為者 ・ 4 月 20 日から 4 月 24 日までの間に、A 社の株式合計 18 株を 449,300 円で買付け

・ インターネットによる発注

違反行為者 ・ 4 月 21 日から 4 月 24 日までの間に、A 社の株式合計 6 株を 148,020 円で買付け

- ・ インターネットによる発注

7 課徴金額

違反行為者 31万円

(計算方法) 42,550円(重要事実公表後2週間における最も高い価格) × 18株

- 449,300円(買付価額) = 316,600円 [1万円未満切捨て]

違反行為者 10万円

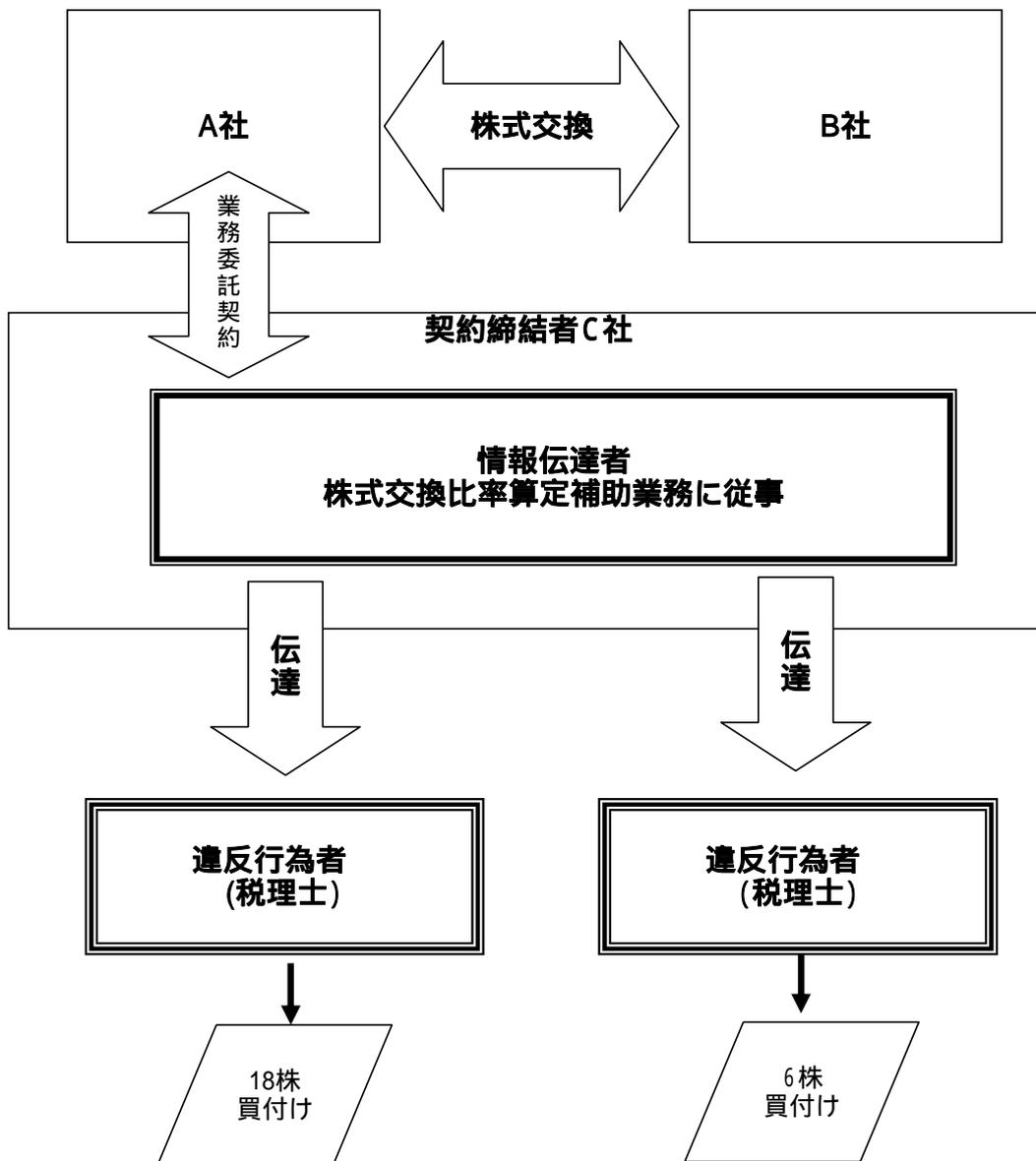
(計算方法) 42,550円(重要事実公表後2週間における最も高い価格) × 6株

- 148,020円(買付価額) = 107,280円 [1万円未満切捨て]

8 本事例の特色

本件は、税理士という、税務を通じて企業の内部情報に接する機会が多く、その情報管理について高い職業倫理、法令遵守意識を求められる者が、その職務に関してではないが、知ることとなった重要事実に基づいて、内部者取引を行った大変遺憾な事例である。

なお、税理士が内部者取引を行ったとして課徴金納付を命じられた事案は本件が3件目である。本件は、税理士全体への信頼にも関わるものであり、今後、一層の規律強化を求めたい。



事例 6

違反行為者は、上場会社 A 社が上場会社 B 社と業務上の提携を行うことを決定した旨の重要事実について、A 社と業務資本提携契約の交渉を行っていた当該 B 社の従業員から伝達を受けながら、当該重要事実の公表前に、A 社株式を買い付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1 違反行為者

A 社と業務資本提携契約の交渉を行っていた当該 B 社の従業員からの第一次情報受領者（B 社の取引先の非上場会社役員）

2 重要事実（適用条文）

業務上の提携（法第 166 条第 2 項第 1 号ヨ、同法施行令第 28 条第 1 号）

3 重要事実の決定時期・決定機関

3 月 23 日 A 社社長により決定

（B 社が A 社と資本業務提携を行う意向であることを確認した A 社社長が、実務担当者らに業務資本提携に向けた準備を進めるよう指示した日）

（重要事実に係る取締役会決議は、7 月 31 日であるが、実質的な決定時期・決定機関は上記のとおりである。）

4 重要事実の公表

7 月 31 日 午後 3 時頃 公表（TDnet）

5 重要事実を知った経緯（適用条文）

違反行為者は、B 社の取引先の会社役員であったが、B 社の従業員が異動することになったため、7 月 24 日、違反行為者が出席した送別会において、A 社と業務資本提携契約の交渉を行っていた当該 B 社の従業員から、A 社と B 社の間で業務上の提携が行われる旨の伝達を受け、当該重要事実を知った（法第 166 条第 3 項）。

6 違反行為者の取引

- ・ 7 月 30 日に、A 社の株式 8,000 株を買付価額 720,000 円で買付け
- ・ インターネットによる発注

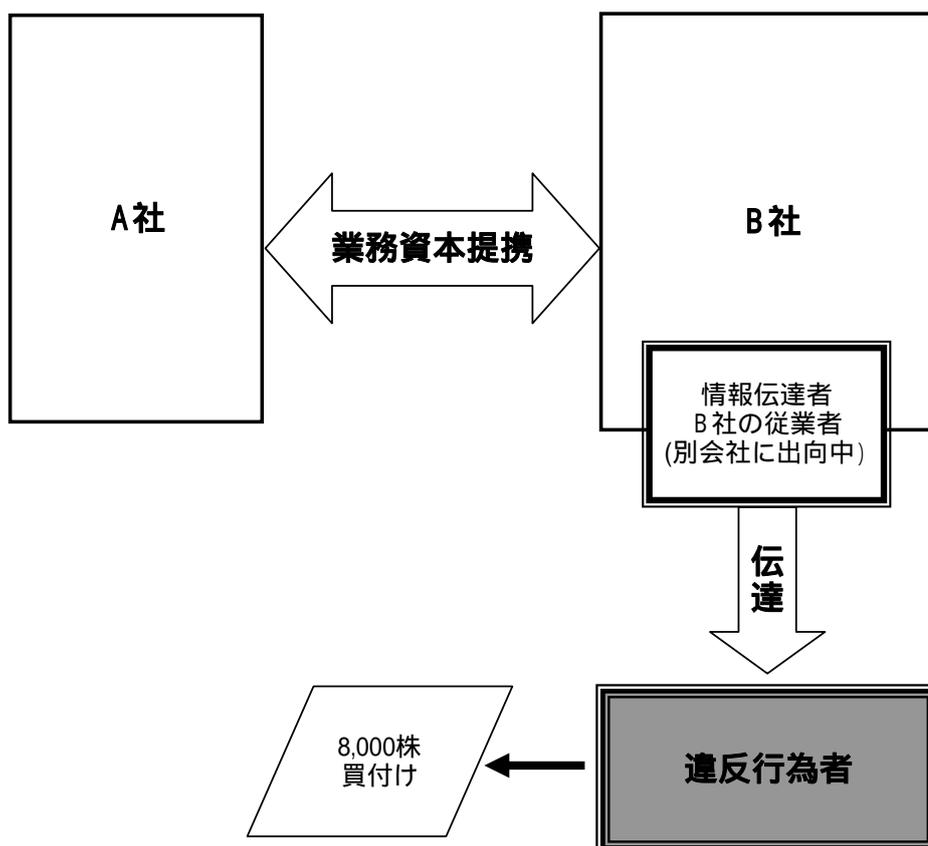
7 課徴金額

25万円

(計算方法) 122円(重要事実公表後2週間における最も高い価格) × 8,000株
- 720,000円(買付価額) = 256,000円 [1万円未満切捨て]

8 本事例の特色

本件違反行為者に情報を伝達した者は、B社から別の会社に出向していた者である。出向先の業務に従事している者であっても、出向元の情報を出向元の職務に関し知った場合には、出向元会社の「使用人その他の従業者」として、金融商品取引法上の会社関係者に該当し、当該者及び当該者からの情報受領者は、インサイダー取引規制の適用を受けることとなる。



事例 7

違反行為者（上場会社 A 社の株主である C 社の社員）は、A 社が上場会社 B 社と資本業務提携を行うことを決定した旨の重要事実について、B 社の社員から伝達を受けながら、当該重要事実の公表前に、A 社株式を買い付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1 違反行為者

A 社の契約締結交渉先である B 社の社員からの第一次情報受領者
（A 社の株主である C 社の社員）

2 重要事実（適用条文）

業務上の提携（法第 166 条第 2 項第 1 号ヨ、同法施行令第 28 条第 1 号）

3 重要事実の決定時期・決定機関

4 月 3 日 A 社社長及び取締役 2 名の協議により決定
（B 社に対し資本業務提携を提案し、締結に向けての交渉を開始した日）
（重要事実に係る取締役会決議は、5 月 29 日であるが、実質的な決定時期・決定機関は上記のとおりである。）

4 重要事実の公表

6 月 3 日 午後 3 時 30 分頃 公表（TDnet）

5 重要事実を知った経緯（適用条文）

違反行為者（A 社の株主である C 社の社員）は、4 月 24 日、B 社と C 社の間
A 社株式の譲渡契約締結交渉の場において、A 社の契約締結先である B 社の社員
から、A 社と B 社の間で資本業務提携契約が行われる旨の伝達を受け、当該重要事
実を知った（法第 166 条第 3 項）。

6 違反行為者の取引

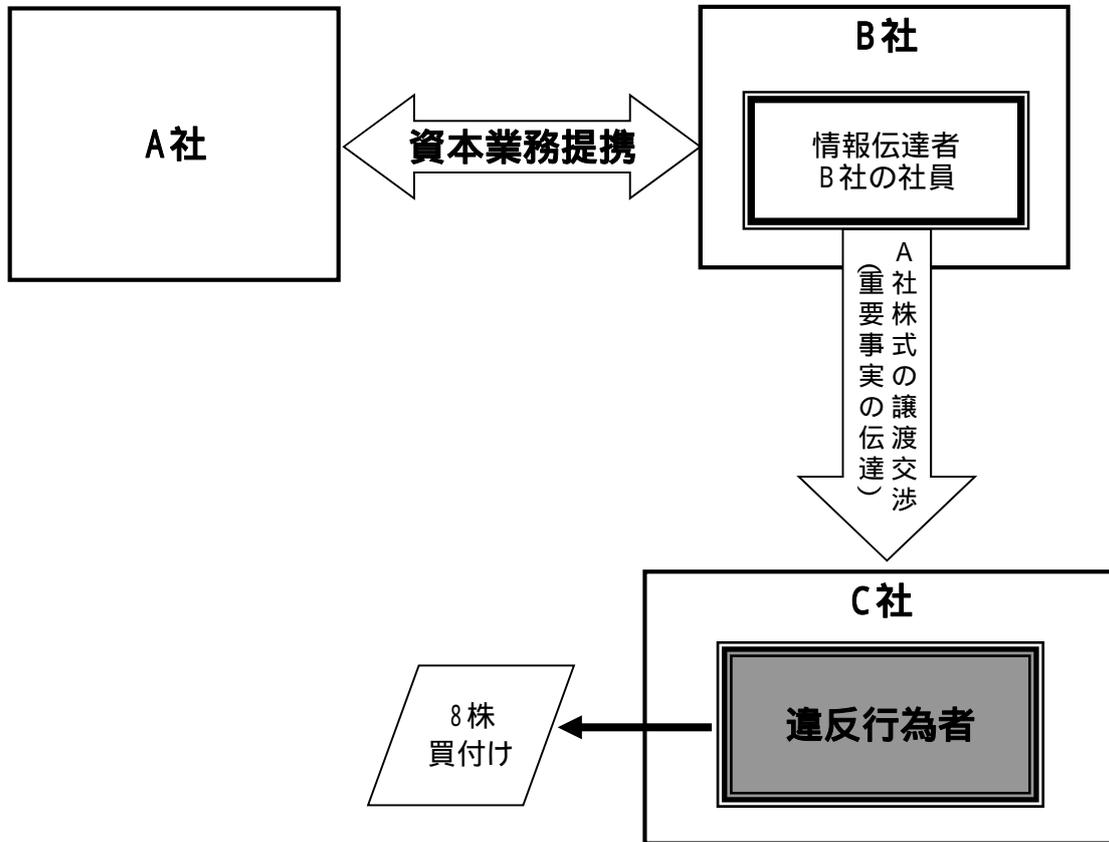
- ・ 5 月 11 日に、A 社の株式 8 株を買付価額 464,000 円で買付け
- ・ インターネットによる発注

7 課徴金額

19 万円
（計算方法）82,700 円（重要事実公表後 2 週間における最も高い価格）× 8 株

- 464,000 円 (買付価額) = 197,600 円

[1 万円未満切捨て]



事例 8

違反行為者は、上場会社 A 社が上場会社 B 社と資本業務提携を行うことを決定した旨の重要事実について、A 社と販売促進等のイベント企画書の作成等を行う契約（業務提供サービス基本契約）を締結していた会社の役員から伝達を受けながら、当該重要事実の公表前に、A 社株式を買い付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1 違反行為者

A 社と業務提供サービス基本契約を締結している会社の役員からの第一次情報受領者（非上場会社役員）

2 重要事実（適用条文）

業務上の提携（法第 166 条第 2 項第 1 号ヨ、同法施行令第 28 条第 1 号）

3 重要事実の決定時期・決定機関

3 月 13 日 A 社取締役会において決定

4 重要事実の公表

4 月 20 日 午後 3 時 30 分頃 公表（T Dnet）

5 重要事実を知った経緯（適用条文）

違反行為者は、4 月 17 日頃、小中学校時代の同級生で、違反行為時においても仕事上の付き合いがあった、A 社と業務提供サービス基本契約を締結している会社の役員から、同人が業務提供サービス基本契約の履行に関し知った事実を電話で伝えられ、当該重要事実を知った（法第 166 条第 3 項）。

6 違反行為者の取引

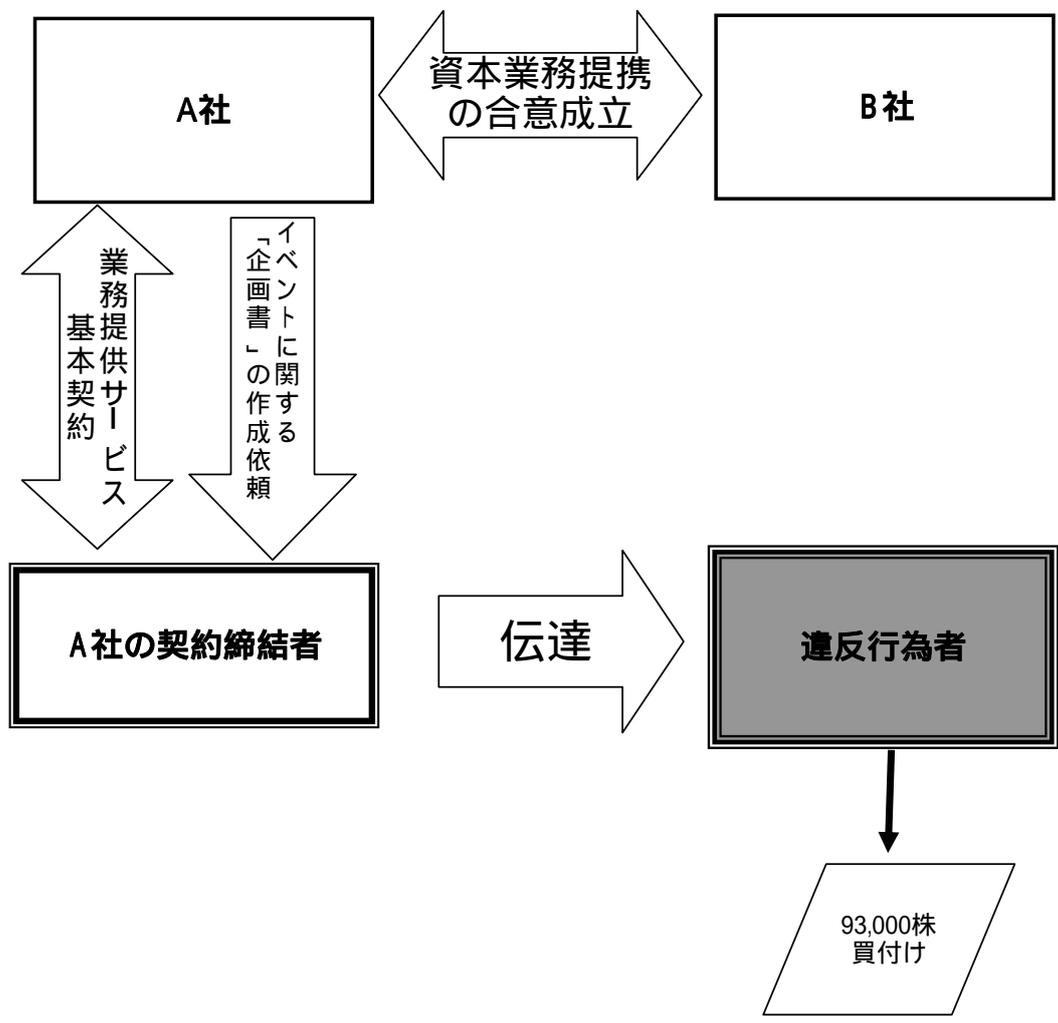
- ・ 4 月 20 日に、A 社の株式 93,000 株を買付価額 10,500,900 円で買付け
- ・ インターネットと電話による発注
- ・ 自己及び親族名義等の証券口座を利用

7 課徴金額

7 5 4 万円

（計算方法）194 円（重要事実公表後 2 週間における最も高い価格）× 93,000 株

- 10,500,900 円（買付価額）= 7,541,100 円 [1 万円未満切捨て]



事例 9

違反行為者は、上場会社 A 社が B 社を子会社化するため同社株式を取得することについて決定をした旨の重要事実について、A 社の社員から伝達を受けながら、当該重要事実の公表前に、A 社株式を買い付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1 違反行為者

A 社の社員からの第一次情報受領者（非上場会社役員）

2 重要事実（適用条文）

子会社の異動を伴う株式の取得（法第 166 条第 2 項第 1 号ヨ、同法施行令第 28 条第 2 号）

3 重要事実の決定時期・決定機関

10 月 30 日 A 社経営会議において決定

4 重要事実の公表

11 月 13 日 午後零時 30 分頃 公表（TDnet）

5 重要事実を知った経緯（適用条文）

情報伝達者である A 社の社員は、当該重要事実に係る業務に直接従事していた者ではなかったが、同じ部署の者から、子会社の異動を伴う株式の取得について決定した旨の重要事実を聞いた。

違反行為者は、11 月 9 日頃、仕事上の付き合いがあった A 社の社員から、電話により、子会社の異動を伴う株式の取得についての伝達を受け、当該重要事実を知った（法第 166 条第 3 項）。

6 違反行為者の取引

- ・ 11 月 11 日に A 社の株式 10,000 株を買付価額 24,830,000 円で買付け
- ・ 電話による発注（親族による発注）
- ・ 親族の証券口座を利用

7 課徴金額

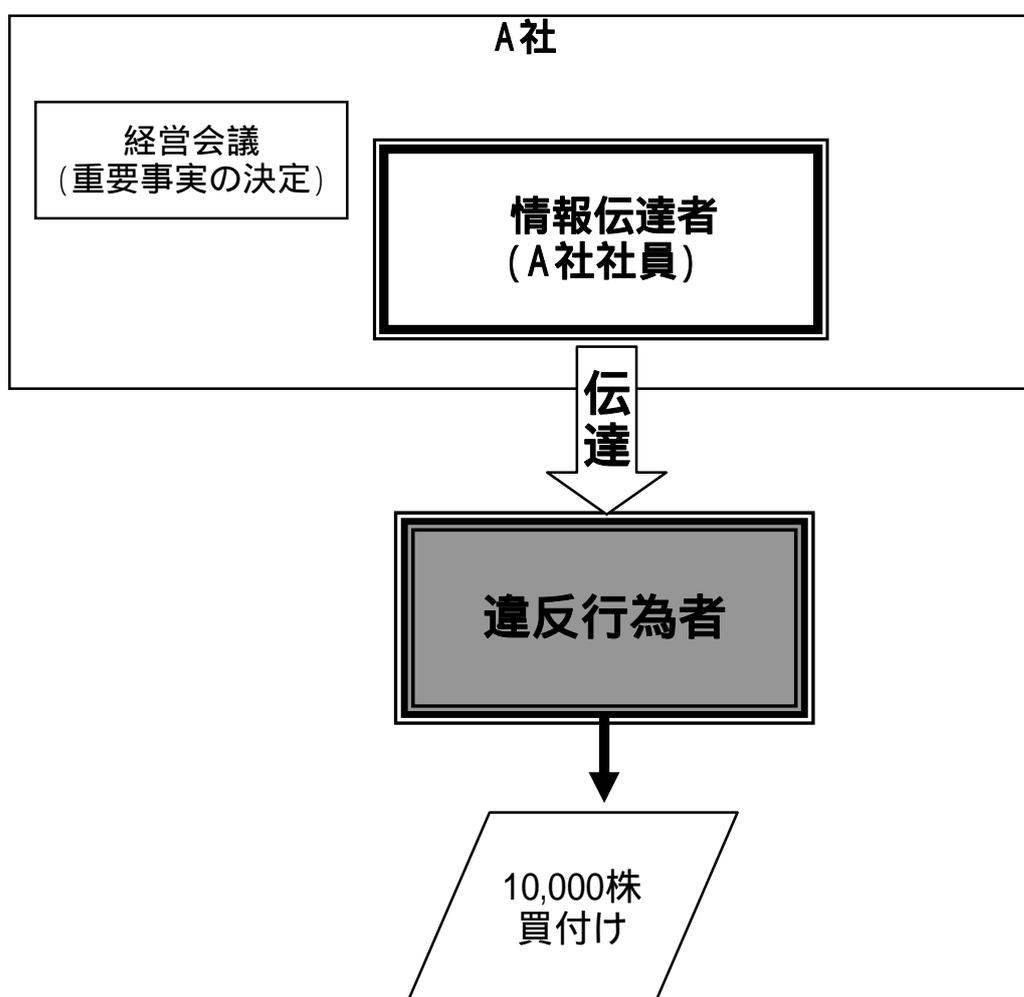
347 万円

（計算方法）2,830 円（重要事実公表後 2 週間における最も高い価格）× 10,000 株

- 24,830,000 円（買付価額） = 3,470,000 円

8 本事例の特色

法第 166 条第 1 項に規定する「職務に関し知った」とは、職務と密接に関連する行為により知った場合を含み、職務とは、その者の地位に応じた任務として取り扱うべき一切の執務をいい、現に具体的に担当している事務であることを要しないと解され、本件情報伝達者は、A 社が B 社を子会社化するための業務に直接従事していた者ではなかったが、上記の点から、職務に関し本件重要事実を知った者に該当する。



事例 10

上場会社 A 社の社員である違反行為者 及び は、同社が民事再生法に基づく再生手続開始の申立てを行うことを決定した旨の重要事実を、その職務に関し知りながら、当該重要事実の公表前に、A 社株式を売り付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1 違反行為者

違反行為者 A 社社員（執行役員）

違反行為者 A 社社員

2 重要事実（適用条文）

再生手続開始の申立て（法第 166 条第 2 項第 1 号ヨ、同法施行令第 28 条第 8 号）

3 重要事実の決定時期・決定機関

7 月 12 日 A 社取締役等の協議により決定

（A 社社長が取締役等を招集し、今後の対応を協議した結果、法的整理を行うほかには手段がない旨の結論に至り、その場で民事再生法に基づく再生手続開始の申立てを行う方針を決定した日）

（重要事実に係る取締役会決議は、7 月 18 日であるが、実質的な決定時期・決定機関は上記のとおりである。）

4 重要事実の公表

7 月 18 日 午後 4 時 19 分頃 公表（T Dnet）

5 重要事実を知った経緯（適用条文）

違反行為者 は、7 月 14 日、社内幹部臨時会議に出席し、取締役から民事再生手続開始の申立てを行うことを決定した旨が周知された際、当該重要事実を知った（法第 166 条第 1 項第 1 号）。

違反行為者 は、7 月 14 日、その職務の過程で違反行為者 から再生手続開始の申立てが行われる旨を聞き及び、当該重要事実を知った（法第 166 条第 1 項第 1 号）。

違反行為者 と は、上司部下の関係にはないが、業務上の関わりがあったものである。

6 違反行為者の取引

違反行為者 ・ 7月16日に、A社の株式14,000株を売付価額1,008,000円で売付け

・ 電話による発注

違反行為者 ・ 7月15日に、A社の株式10,000株を売付価額794,000円で売付け

・ 電話による発注

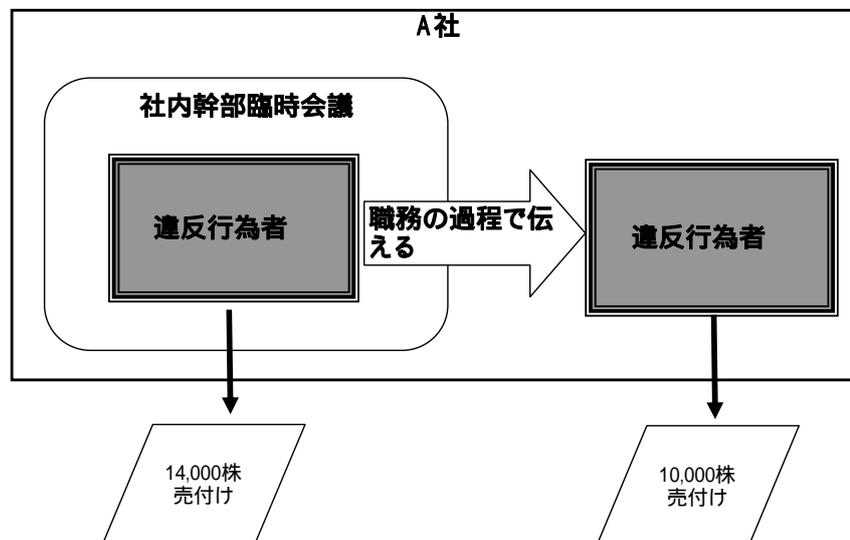
7 課徴金額

違反行為者 54万円

(計算方法) 1,008,000円(売付価額) - 33円(重要事実の公表後の株価) × 14,000株 = 546,000円 [1万円未満切捨て]

違反行為者 46万円

(計算方法) 794,000円(売付価額) - 33円(重要事実の公表後の株価) × 10,000株 = 464,000円 [1万円未満切捨て]



事例 1 1

上場会社 A 社の役員である違反行為者は、同社の連結業績予想値の大幅な下方修正を行うことを決定した旨の重要事実を、その職務に関し知りながら、当該重要事実の公表前に、A 社株式を売り付けたものである。

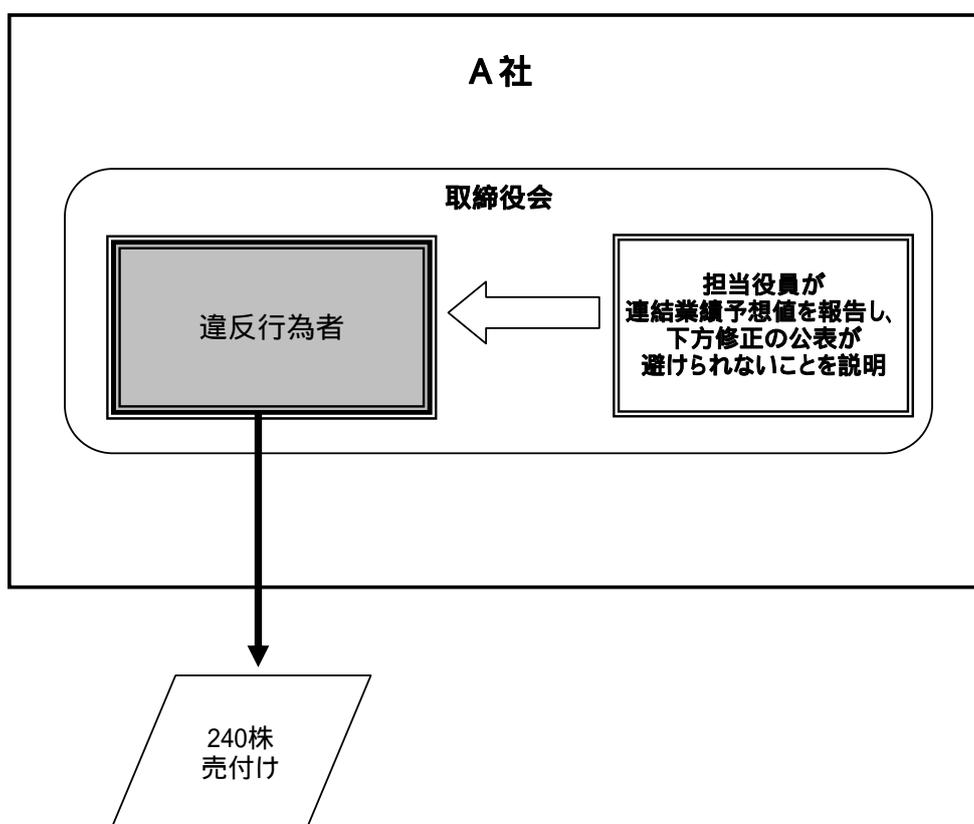
[違反行為の内容及び課徴金額]

- 1 違反行為者
A 社の役員（取締役）
- 2 重要事実（適用条文）
連結業績予想値の下方修正（法第 166 条第 2 項第 3 号）
- 3 重要事実の決定時期・決定機関
5 月 25 日 A 社取締役会において決定
（本取締役会において、業績予想値の大幅な下方修正の公表が避けられない状況になっていることが確認され、業績を下方修正することが了承されている。）
（業績予想値が最終的に確定した日は、7 月 10 日の取締役会であるが、業績予想値の大幅な下方修正について実質的に決定した時期は、上記のとおりである。）
- 4 重要事実の公表
7 月 10 日 午後 4 時頃 公表（TDnet）
- 5 重要事実を知った経緯（適用条文）
違反行為者は、5 月 25 日、A 社の取締役会に出席し、財務担当の取締役から、業績予想値の大幅な下方修正の公表が避けられないことについての説明を受け、当該重要事実を知った（法第 166 条第 1 項第 1 号）。
- 6 違反行為者の取引
 - ・ 5 月 27 日から 7 月 6 日までの間に、A 社の株式合計 240 株を売付価額 9,122,850 円で売付け
 - ・ 電話による発注
- 7 課徴金額
3 4 5 万円

(計算方法) 9,122,850 円 (売付価額) - 23,600 円 (重要事実公表後 2 週間における最も低い価格) × 240 株 = 3,458,850 円 [1 万円未満切捨て]

8 本事例の特色

業績予想値の修正を重要事実とする内部者取引事案においては、最終的な修正数値までは確定していなくても、投資者の投資判断に重大な影響を及ぼすと認められるだけの大幅な業績予想の修正を行うことが決定されれば、重要事実の決定があったと認められる。



事例 1 2

上場会社 A 社が行う予定であった、第三者割当による転換社債型新株予約権社債の発行（本件増資）を、実質的出資者として A 社との間で総額引受契約を締結した者である違反行為者 及び は、本件増資が失権となる蓋然性が高まり、継続企業の前提に関する重要な疑義を解消するための財務基盤を充実させるのに必要な資金を確保するのが著しく困難となった旨の重要事実（A 社の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすものとして、法第 166 条第 2 項第 4 号のいわゆるバスケット条項に該当する重要事実）を知りながら、当該重要事実の公表前に、A 社株式を売り付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1 違反行為者

違反行為者 A 社の契約締結者（会社役員）
（A 社の実質的出資者として本件出資に関する総額引受契約を締結した者）

違反行為者 A 社の契約締結者
（A 社の実質的出資者として本件出資に関する総額引受契約を締結した者）

（注）本件増資の割当先の名義は投資事業組合（ファンド）であったが、その実態がないことや、増資交渉当事者の意思などから、各違反行為者は実質的出資者である。

2 重要事実（適用条文）

第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の発行が失権となる蓋然性が高まり、継続企業の前提に関する重要な疑義を解消するための財務基盤を充実させるのに必要な資金を確保することが著しく困難となったこと（法第 166 条第 2 項第 4 号）。

3 重要事実の発生時期

2 月 12 日頃

4 重要事実の公表

2 月 20 日 午後 10 時 56 分頃 公表（T Dnet）

5 重要事実を知った経緯（適用条文）

違反行為者 は、2月13日から2月19日頃の間、違反行為者 は、2月13日から2月16日頃の間、A社の社長から、実質的出資者の代理人が管理していた本件増資のための出資金を、代理人が他に流用してしまったために、本件増資の払込金の全額が払い込まれず、本件増資に係る契約が履行されなかったことの報告を受け、当該重要事実を知った（法第166条第1項第4号）。

6 違反行為者の取引

- 違反行為者
- ・ 2月20日に、A社の株式216,500株を売付価額7,586,600円で売付け
 - ・ 電話による発注
- 違反行為者
- ・ 2月19日に、A社の株式30,400株を売付価額1,124,800円で売付け
 - ・ 電話による発注

7 課徴金額

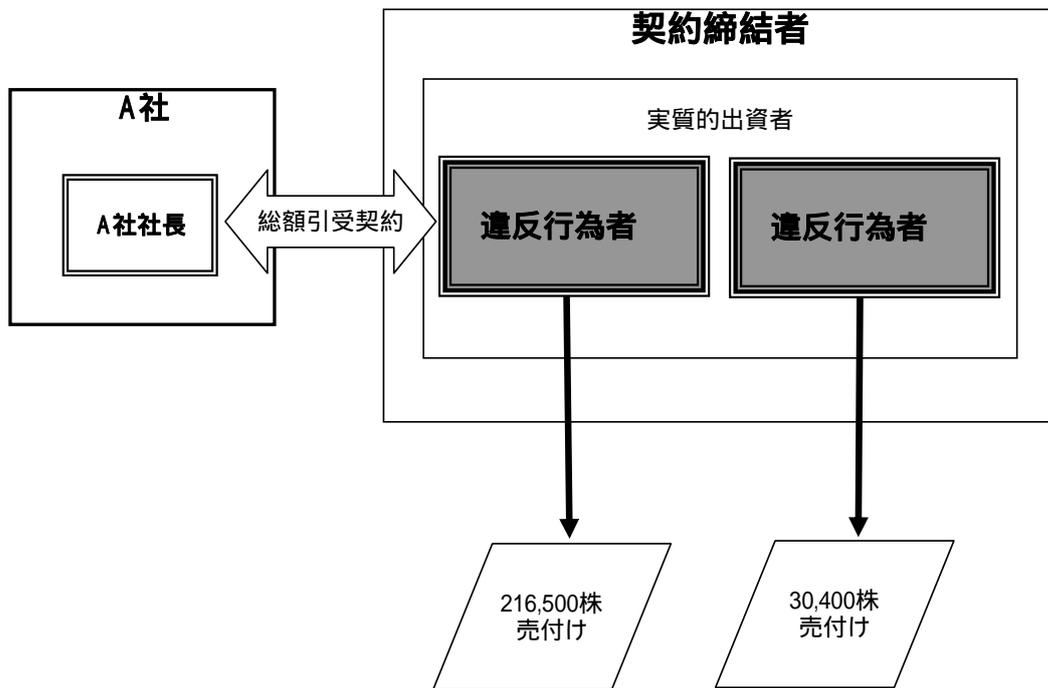
違反行為者 520万円
(計算方法) 7,586,600円(売付価額) - 11円(重要事実公表後2週間における最も低い価格) × 216,500株 = 5,205,100円 [1万円未満切捨て]

違反行為者 79万円
(計算方法) 1,124,800円(売付価額) - 11円(重要事実公表後2週間における最も低い価格) × 30,400株 = 790,400円 [1万円未満切捨て]

8 本事例の特色

A社は、会計監査人から継続企業の前提に関する重要な疑義があると指摘を受けるほど財務状況が悪化しており、本件増資が失権となる蓋然性が高まり、必要な資金等を確保することが著しく困難となれば、財務基盤が一層悪化し、業績が急落するだけでなく、上場廃止に至ることすら懸念されたことから、上記事実は法第166条第2項第4号に規定する「当該上場会社等の運営、業務又は財産に関する重要な事実」で「投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの」であったと認め、いわゆるバスケット条項を適用したものである。

(注) その後、A社は上場廃止となっている。



事例 13

違反行為者は、公開買付者である上場会社 A 社が上場会社 B 社の株式の公開買付けを行うことについて決定した旨の事実について、B 社の役員から伝達を受けながら、当該事実の公表前に、B 社の株式を買い付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1 違反行為者

B 社の役員からの第一次情報受領者

2 公開買付け事実（適用条文）

公開買付けの実施（法第 167 条第 2 項）

3 公開買付け事実の決定時期・決定機関

10 月 30 日 A 社社長により決定

（本件公開買付けの実施に向けた準備や B 社との資本業務提携に向けた交渉等の諸活動を業務として行うことを決定した日）

（A 社の公開買付け事実に係る取締役会決議は、12 月 21 日であるが、実質的な決定時期・決定機関は上記のとおりである。）

4 公開買付け事実の公表

12 月 22 日 公表（E D I N E T）

（12 月 21 日午後 4 時頃、A 社が公開買付開始に関するお知らせを、B 社が公開買付に関する賛同表明を、それぞれ T D n e t を利用して大阪証券取引所のウェブサイトに掲載）

5 公開買付け事実を知った経緯（適用条文）

違反行為者は、12 月 7 日頃までに、知人関係にあった B 社の役員から、同人が職務上知った公開買付け実施に関する事実を伝えられ、当該公開買付け事実を知った（法第 167 条第 3 項）。

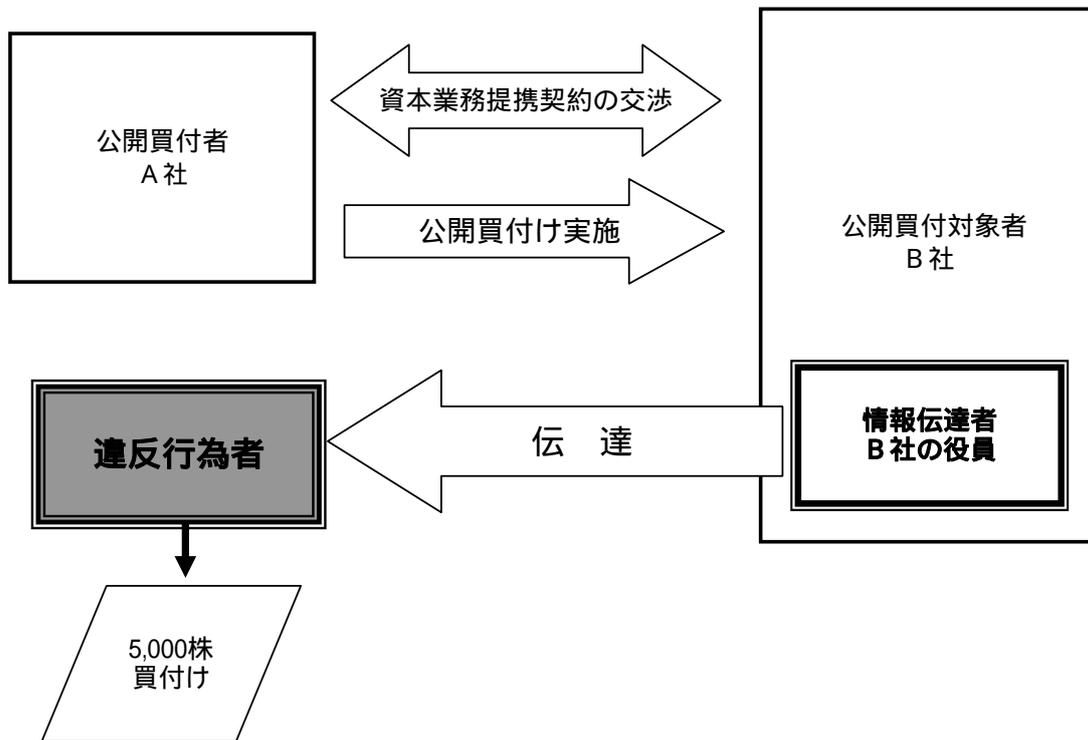
6 違反行為者の取引

- ・ 12 月 9 日から 12 月 15 日までの間に、B 社の株式合計 5,000 株を買付価額 1,063,000 円で買付け
- ・ インターネットによる発注

7 課徴金額

85万円

(計算方法) 383円(公開買付け事実公表後2週間における最も高い価格) × 5,000株 - 1,063,000円(買付価額) = 852,000円 [1万円未満切捨て]



事例 1 4

公認会計士である違反行為者は、公開買付者 A 社の設立業務に従事していた者（公開買付対象者 B 社の役員）が職務に関し知り、その後、同者から、違反行為者と同じ監査法人に所属する別の公認会計士 C が職務上伝達を受けた、A 社が B 社株式の公開買付けを行うことについて決定した旨の事実を、公認会計士 C から、業務上共有すべき情報として説明を受け知りながら、当該事実の公表前に B 社の株式を買い付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1 違反行為者

A 社の設立業務に従事していた者（B 社の役員）から伝達を受けた公認会計士 C と同じ監査法人に所属し、公認会計士 C から業務上共有すべき情報として説明を受けた第一次情報受領者（公認会計士）

2 公開買付け事実（適用条文）

公開買付けの実施（法第 167 条第 2 項）

3 公開買付け事実の決定時期・決定機関

5 月 7 日まで A 社の設立業務に従事していた者により決定

（本件における A 社は、マネジメント・バイアウト（MBO）により、公開買付対象者 B 社を非上場とするために設立設置された買収目的会社である。A 社の設立業務に従事していた者は、実質的に A 社の意思決定と同視できるような意思決定を行うことができる機関に該当する。）

4 公開買付け事実の公表

7 月 28 日 公表（EDINET）

（7 月 27 日、B 社が公開買付けに関する賛同意見表明を、TDnet を利用して大阪証券取引所のウェブサイトに掲載）

5 公開買付け事実を知った経緯（適用条文）

5 月 29 日、A 社の設立業務に従事していた者（B 社の役員）が、本件の公開買付けの実施により B 社の上場廃止が予定され、B 社の会計監査人による監査業務への影響が生じることから、B 社の会計監査人を務めていた監査法人（違反行為者が所属していた監査法人）に所属する公認会計士 C（違反行為者とは別の公認会計士）に、本件公開買付け事実を伝達した。

違反行為者は、6月24日から6月26日頃、公認会計士Cから、業務上共有すべき情報として、A社がB社の株式の公開買付けを行うことについて説明を受け、当該公開買付け事実を知った（法第167条第3項後段）。

6 違反行為者の取引

- ・ 7月6日から7月9日までの間に、B社の株式合計12,100株を買付価額4,589,700円で買付け
- ・ 知人（中学時代の同級生）に携帯電話を新規契約させ、それを借り受け、インターネットにより発注
- ・ 上記知人に、新規に証券口座及び銀行口座を開設させて利用

7 課徴金額

118万円

（計算方法）477円（公開買付け公表後2週間における最も高い価格）×12,100株
- 4,589,700円（買付価額）= 1,182,000円 [1万円未満切捨て]

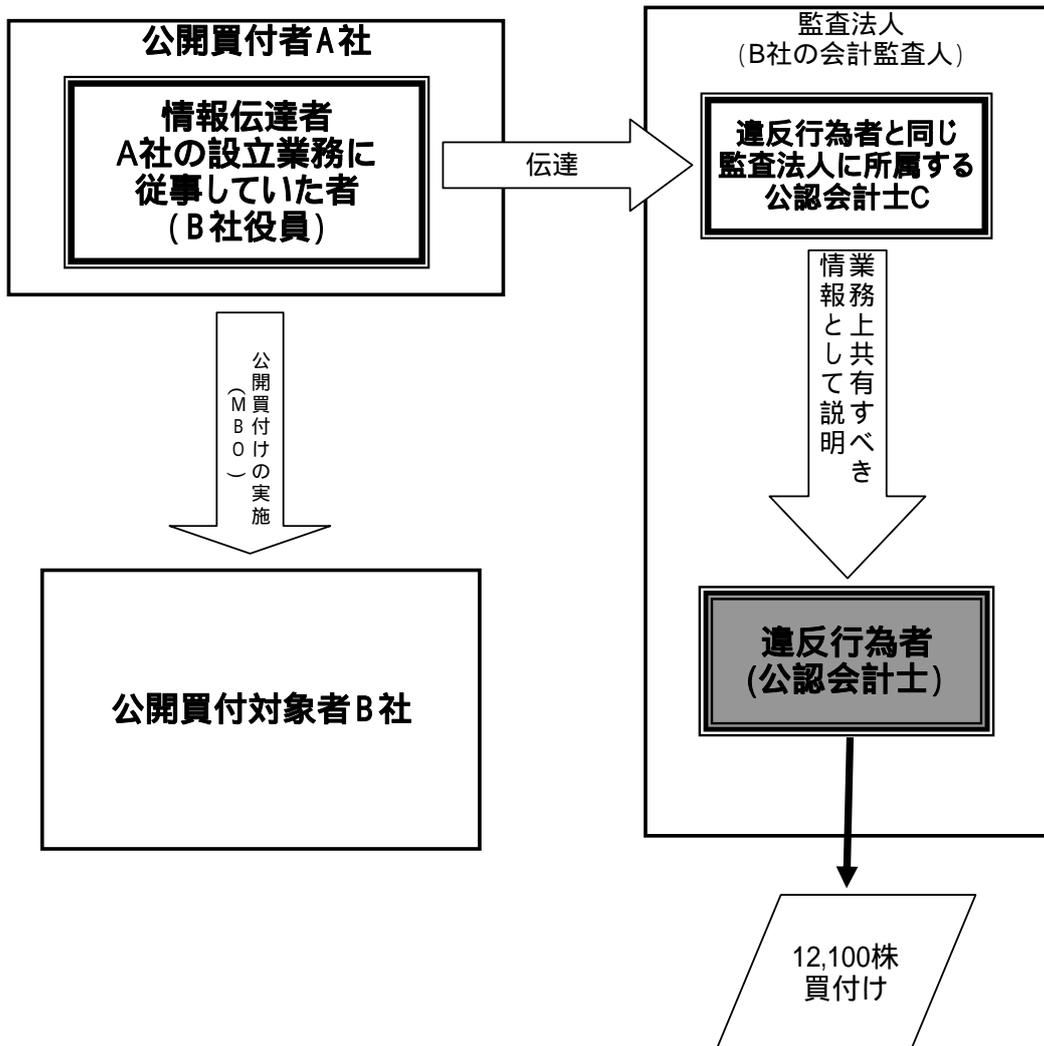
8 本事例の特色

公開買付けは、意思決定から実行までに時間を要すること、関係者が多くなりやすいこと、また、買付価格は、市場価格にプレミアムを上乗せして設定されることが多いため、あらかじめ買い付けておけば、利益を上げる可能性が高いということなどから、内部者取引として狙われやすい事案であり、公開買付者及び関係者には、一層の適切な情報管理が求められる。

本件は、市場の公正性、透明性の確保という点で、大きな公共的役割を担っている公認会計士が、職務上知り得た公開買付け事実を利用して、内部者取引を行った大変遺憾な事例である。なお、公認会計士が公開買付けに関する情報を知り得るのは、公開買付けに際しての財務デューディリジェンスや買付価格の算定業務への関与を契機とすることが多いと考えられるが、本件のように、MBOの一環としての公開買付けの実施による非上場化に伴い、監査業務を通じて知り得る場合もあることに留意されたい。

本件は、公認会計士全体への信頼にも関わるものであり、今後、一層の規律強化を求めたい。

なお、公認会計士が内部者取引を行ったとして課徴金納付命令勧告を行った事案は本件が3件目（公認会計士としての業務を通じて知った情報を基に内部者取引を行った事案としては2件目）である。



. 相場操縦

相場操縦に対する課徴金勧告事案の特色

相場操縦事案に対しては、課徴金制度が導入されて3年半余りが経過した平成20年12月に初めての勧告を行って以降、平成23年5月までに、13件（納付命令対象者ベース）の課徴金納付命令勧告を行っている。

これまで行った13件の勧告事案から見られる傾向は以下のとおりである。

相場操縦が行われた12銘柄の上場市場は、下記のとおりである。

年 度	20	21	22	23	計
東証1部	0	1	1	1	3
東証2部	1	0	1	0	2
東証マザーズ	0	0	3	0	3
大証ジャスダック	0	3	0	0	3
（うち旧ヘラクレス）	（0）	（1）	（0）		（1）
名証1部	0	1	0	0	1
名証セントレックス	0	1	0	0	1
札幌	0	1	0	0	1
合計	1	7	5	1	14
年度別勧告件数	1	5	6	1	13

（注）1 年度とは、当年4月～翌年3月をいう。ただし、23年度は4月まで。

2 複数の市場に重複上場している銘柄があり、また、同じ銘柄について複数の違反行為が行われた事案もあるため、各年度の合計数と年度別勧告件数が一致しないものがある。

相場操縦が行われた銘柄のうち、新興市場に上場している銘柄は12銘柄中7銘柄と半数以上を占めている。新興市場に上場している銘柄は、一般に時価総額が小さく、日々の取引高も大きくないことから、相場操縦の対象になりやすいものと考えられる。

違反行為は、全てインターネット取引によって行われており、複数の証券口座（最大4口座）を使用した事案は8件である。借名口座を使用した事案は少なく、13件中12件において、違反行為者本人名義の証券口座が用いられている。

この傾向は、相場操縦に手を染める者が、「インターネット取引は、証券会社の担当者を紹介しないので相場操縦をしてもわからないだろう。」「複数の証券会社に口座を開設して取引を行えば、気づかれないだろう。」「この程度の取引なら、証券会社や証券監視委に見つからないだろう。見つかったとしても、咎められるほどのことでもないだろう。」という、半ば軽い感覚を持って違反行為を行っている状況にあることが推測される。

事例 15

違反行為者は、A社株式につき、その株価の安値形成を図ろうと企て、同株式の売買を誘引する目的をもって、直前約定値より安値で買い注文と売り注文を同時期に発注して対当させたり、約定させる意思のない売り注文を発注する他、大量の売り注文を成行で発注して安値で約定させるなどの方法により、同株式の買付け及び売付け並びに同株式の売付けの委託を行い、同株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をしたものである。

また、違反行為者は、A社株式につき、その株価の高値形成を図ろうと企て、同株式の売買を誘引する目的をもって、直前約定値より高値で買い注文と売り注文を同時期に発注して対当させたり、約定させる意思のない買い注文を発注する他、大量の買い注文を成行で発注して高値で約定させるなどの方法により、同株式の買付け及び売付け並びに同株式の買付けの委託を行い、同株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をしたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1 違反行為者

無職（個人投資家）

2 違反行為（適用条文）

相場操縦（相場を変動させるべき一連の売買、見せ玉）（法第159条第2項第1号）
（A社株式の安値形成及び高値形成を図り、一般投資家による同株式の売買を誘引する目的をもって、同株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託を行った。）

3 違反行為期間

違反行為

10月2日午前10時3分頃から同月6日午後2時49分頃までの間（3取引日）
（違反行為者の取引において、初めて株価が引き下げられたと認められる売り注文が約定した10月2日午前10時3分頃を違反行為の始期とし、以降対当売買や売り下がりを含む一連の売買を行っていたところ、最後に株価が引き下げられたと認められる売り注文が約定した同月6日午後2時49分頃を違反行為の終期とした。）

違反行為

10月7日午前9時46分頃から同月22日午後2時22分頃までの間（11取引日）
（違反行為者の取引において、初めて株価が引き上げられたと認められる買い注文が約定した10月7日午前9時46分頃を違反行為の始期とし、以降対当売買や買い上

がりを含む一連の売買を行っていたところ、最後に株価が引き上げられたと認められる買い注文が約定した同月 22 日午後 2 時 22 分頃を違反行為の終期とした。)

4 違反行為者の取引状況

違反行為

違反行為者は、A 社株式につき、
自己名義の証券口座を使って、
信用取引により、
インターネットで、

直前約定値より安値で買い注文と売り注文を同時期に発注して対当させたり、約定させる意思のない売り注文を発注する他、大量の売り注文を成行で発注して安値で約定させるなどの方法により、

合計 1,316 株を売り付ける（売付価額 13,799,750 円）一方、合計 1,313 株の買い付け（買付価額 13,545,820 円）さらに延べ合計 721 株の約定させる意思のない売り注文の発注を行い、

同株式の株価を 12,040 円から 9,120 円まで変動させるなどした。

違反行為

違反行為者は、A 社株式につき、
自己名義の証券口座を使って、
信用取引により、
インターネットで、

直前約定値より高値で買い注文と売り注文を同時期に発注して対当させたり、約定させる意思のない買い注文を発注する他、大量の買い注文を成行で発注して高値で約定させるなどの方法により、

合計 4,019 株を買い付ける（買付価額 43,185,640 円）一方、合計 3,853 株の売り付け（売付価額 42,182,790 円）さらに延べ合計 2,576 株の約定させる意思のない買い注文の発注を行い、

同株式の株価を 8,300 円から 12,700 円まで変動させるなどした。

5 課徴金額

95 万円

（旧法第 174 条第 1 項に基づく算定）

(計算方法)

(1) 違反行為 に係る課徴金額の算定

違反行為 の違反行為期間において確定した売買損益 (10 月 2 日から 10 月 6 日までの違反行為期間において 1,316 株の売付け、1,313 株の買付け)
13,772,280 円 (違反行為期間中の売付価額 ¹) - (13,545,820 円 (違反行為期間中の買付価額)) = 226,460 円

1 売付価額の算定については、違反行為に係る有価証券の売付けのうち、最も早い時期に行われたものから、順次売買対当数量まで割り当てるため、違反行為期間中の売付数量を 1,313 株として計算した。

違反行為期間終了後 1 か月以内に確定した売買損益

(上記 により、売付数量が買付数量を超える 3 株と、違反行為が終了した日から 1 か月以内に行われた買付数量 4,022 株を比較して、少ない数量である 3 株)

27,470 円 (売付価額) - 24,600 円 (違反行為終了日から 1 か月以内の買付価額) = 2,870 円

226,460 円 + 2,870 円 = 229,330 円

[1 万円未満切捨て]

(2) 違反行為 に係る課徴金額の算定

違反行為に係る売買対当数量

(違反行為に係る売買対当数量 4,019 株 ²)

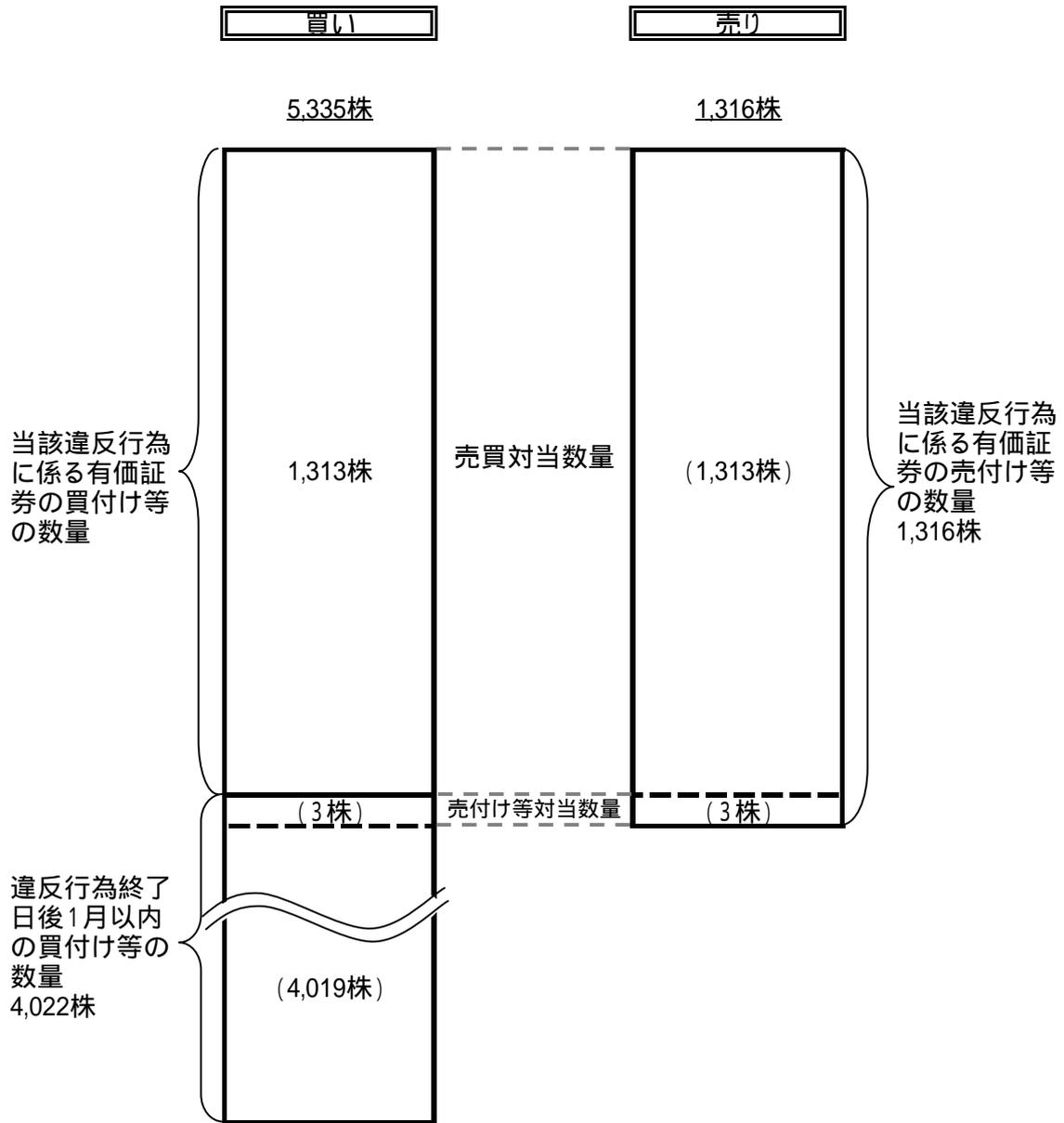
43,925,390 円 (売付価額) - 43,185,640 円 (買付価額) = 739,750 円

[1 万円未満切捨て]

2 違反行為が終了したと認定した 10 月 22 日午後 2 時 22 分以後、同日中に行われた 166 株の売付けについては、相場操縦行為に係る売付けとして、相場操縦行為期間中の 3,853 株に加算して 4,019 株とした。

(1) と (2) の合計

22 万円 + 73 万円 = 95 万円



事例 16

違反行為者は、A社株式につき、その株価の安値形成を図ろうと企て、同株式の売買を誘引する目的をもって、直前約定値より安値で買い注文と売り注文を同時期に発注して対当させたり、連続して売り注文を成行で発注して安値で約定させるなどの方法により、同株式の買付け及び売付けを行い、同株式の相場を変動させるべき一連の売買をしたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1 違反行為者

団体職員

2 違反行為（適用条文）

相場操縦（相場を変動させるべき一連の売買）（法第159条第2項第1号）

（A社株式の安値形成を図り、一般投資家による同株式の売買を誘引する目的をもって、同株式の相場を変動させるべき一連の売買を行った。）

3 違反行為期間

10月3日午前9時50分頃から同月7日午後零時34分頃までの間（3取引日）

（違反行為者の取引において、売り下がりと認められる取引を約定した10月3日午前9時50分頃を違反行為の始期とし、以降対当売買や売り下がりを含む一連の売買を行っていたところ、当該行為者の対当売買が最後に約定した同月7日午後零時34分頃を違反行為の終期とした。）

4 違反行為者の取引状況

違反行為者は、A社株式につき、

自己名義の証券口座を使って、

信用取引により、

インターネットで、

直前約定値より安値で買い注文と売り注文を同時期に発注して対当させたり、売り注文を成行で発注して安値で約定させるなどの方法により、

合計97株を売り付ける（売付価額897,000円）一方、合計66株の買付け（買付価額614,000円）を行い、

同株式の株価を11,000円から8,270円まで変動させるなどした。

5 課徴金額

26万円

(旧法第174条第1項に基づく算定)

(計算方法)

違反行為開始時の売りポジション164株(みなし売付数量)

違反行為期間において確定した売買損益(違反行為期間において261株の売付け₁、87株の買付け₂)

11,000円(違反行為開始時の株価)×87株(違反行為期間中の売付数量₃)
=957,000円(違反行為期間中の売付価額)

957,000円 - 806,930円(違反行為期間中の買付価額) = 150,070円

1 みなし売付数量164株 + 違反行為期間中の売付数量97株

2 違反行為が終了したと認定した10月7日午後零時34分頃以後、同日中に行われた21株の買付けについては、違反行為に係る買付けとして、違反行為期間中の66株に加算して87株とした。

3 売付価額の算定においては、違反行為に係る有価証券の売付けのうち、最も早い時期に行われたものから、順次売買対当数量まで割り当てるため、違反行為期間中の売付数量は87株とした。

違反行為期間終了後1か月以内に確定した売買損益

(売付数量が買付数量を超える174株₄)

11,000円(違反行為開始時の株価)×77株(みなし売付数量164株 - 違反行為期間中の売付数量87株) = 847,000円

847,000円 + 897,870円(違反行為期間中の売付数量97株の売付価額) =
1,744,870円(売付価額)

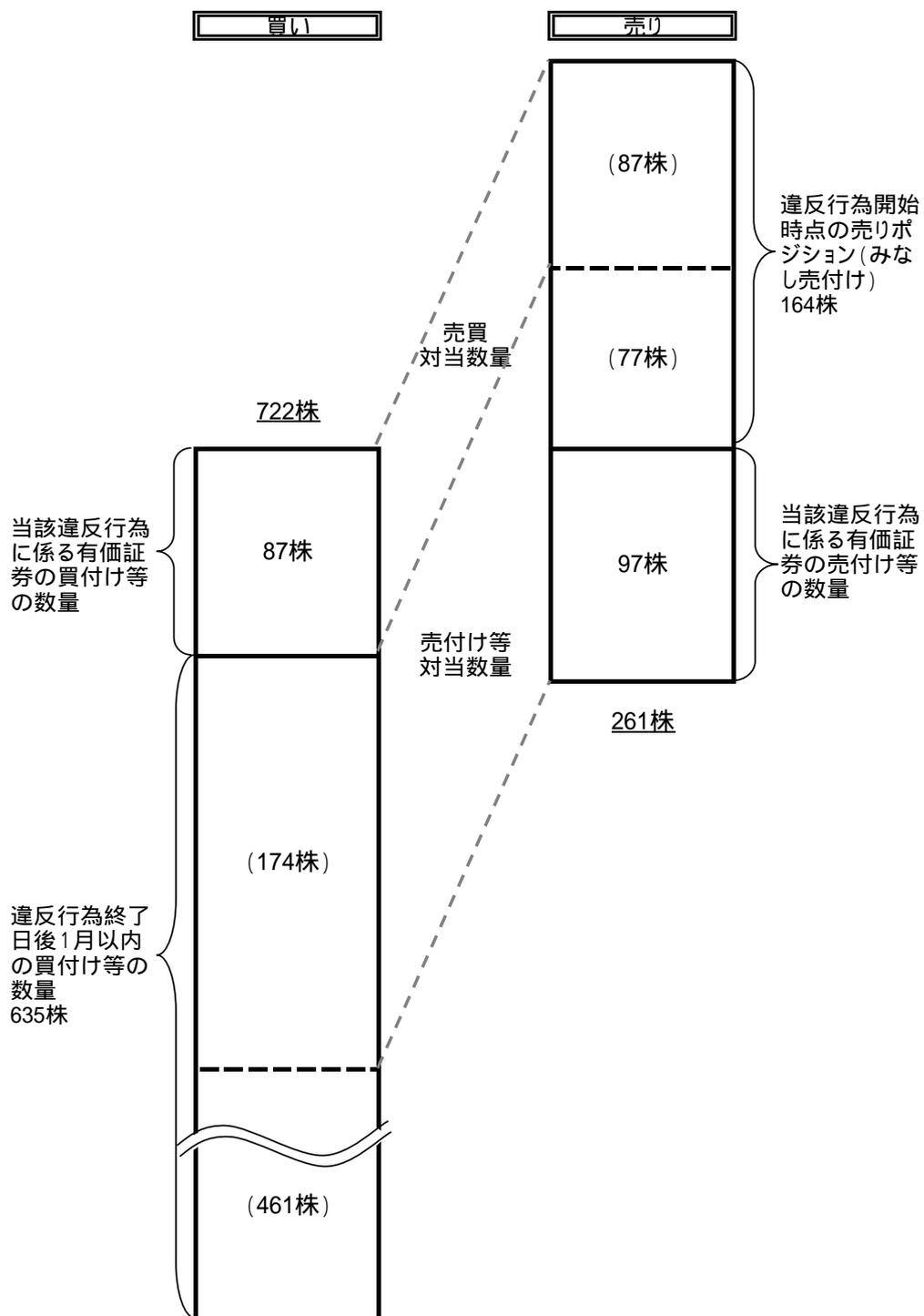
1,744,870円 - 1,630,770円(違反行為終了後1か月以内に売り付けた174株の買付価額) = 114,100円

4 みなし売付数量164株 + 違反行為期間中の売付数量97株 - 違反行為期間中の買付数量87株

課徴金額

150,070 円 + 114,100 円 = 264,170 円

[1 万円未満切捨て]



事例 17

違反行為者は、A社株式につき、その株価の高値形成を図ろうと企て、同株式の売買を誘引する目的をもって、直前約定値より高値又は成行で大量の買い注文を発注して高値で約定させたり、直前約定値より高値で買い注文と売り注文を同時期に発注して対当させて株価を引き上げるなどの方法により、同株式の買付け及び売付けを行い、同株式の相場を変動させるべき一連の売買をしたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1 違反行為者

会社員（上場会社）

2 違反行為（適用条文）

相場操縦（相場を変動させるべき一連の売買）（法第159条第2項第1号）

（A社株式の高値形成を図り、一般投資家による同株式の売買を誘引する目的をもって、同株式の相場を変動させるべき一連の売買を行った。）

3 違反行為期間

12月18日午後2時46分頃から翌年2月10日午前10時54分頃までの間（33取引日）

（違反行為者の取引において、買い上がり買付けと認められる買い注文を約定した12月18日午後2時46分頃を違反行為の始期とし、以降対当売買や終値関与を含む買い上がり買付けを繰り返し行っていたところ、違反行為者が対当売買を約定させ、最後に株価を引き上げた翌年2月10日午前10時54分頃を違反行為の終期とした。）

4 違反行為者の取引状況

違反行為者は、A社株式につき、

自己名義の証券口座（2口座）を使って、

現物取引及び信用取引により、

インターネットで、

直前約定値より高値又は成行で大量の買い注文を発注して高値で約定させたり、直前約定値より高値で買い注文と売り注文を同時期に発注して対当させて株価を引き上げるなどの方法により、

合計403,000株を買い付ける（買付価額93,236,000円）一方、合計386,000株

の売付け（売付価額 89,233,000 円）を行い、
同株式の株価を 218 円から 260 円まで変動させる
などした。

5 課徴金額
54万円

（計算方法）

違反行為開始時の価格で買い付けたとみなされるもの（みなし買付価額）
219 円（違反行為開始時の株価）× 58,000 株（違反行為時の買いポジション）
= 12,702,000 円

違反行為期間において確定した売買損益（違反行為期間において 386,000 株の
売付け、403,000 株の買付け）

89,233,000 円（違反行為期間中の売付価額） - （12,702,000 円（みなし買付
価額） + 77,539,000 円（違反行為期間中の買付価額₁）） = 1,008,000 円

1 買付価額の算定については、違反行為に係る有価証券の買付けのうち、最
も早い時期に行われたものから、順次売買対当数量まで割り当てるため、違
反行為期間中の買付数量は 328,000 株として計算した。

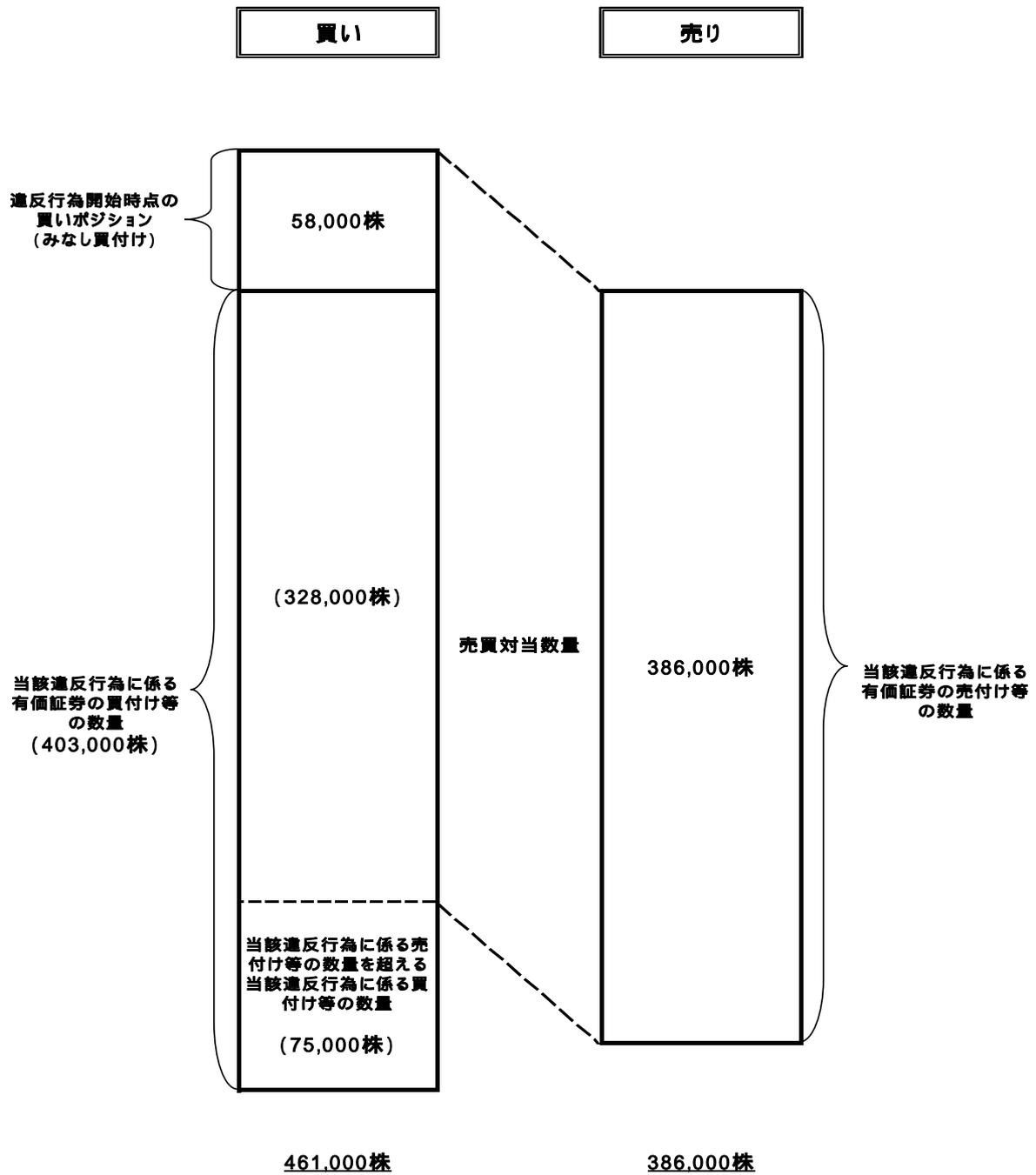
の計算を行った後に、なお残存する買いポジションについて、相場操縦期間
終了時から 1 か月以内の最高値により当該ポジションが解消されたものとし
て計算した売買損益（買付数量が売付数量を超える 75,000 株）

17,250,000 円（違反行為終了後 1 か月を経過するまでの間の各日における有
価証券の最高価格のうち最も高い価格(230 円)に 75,000 株を乗じた額）
- 15,697,000 円（買付価額） = 1,553,000 円

課徴金額

1,008,000 円 + 1,553,000 円 = 545,000 円（₂） [1万円未満切捨て]

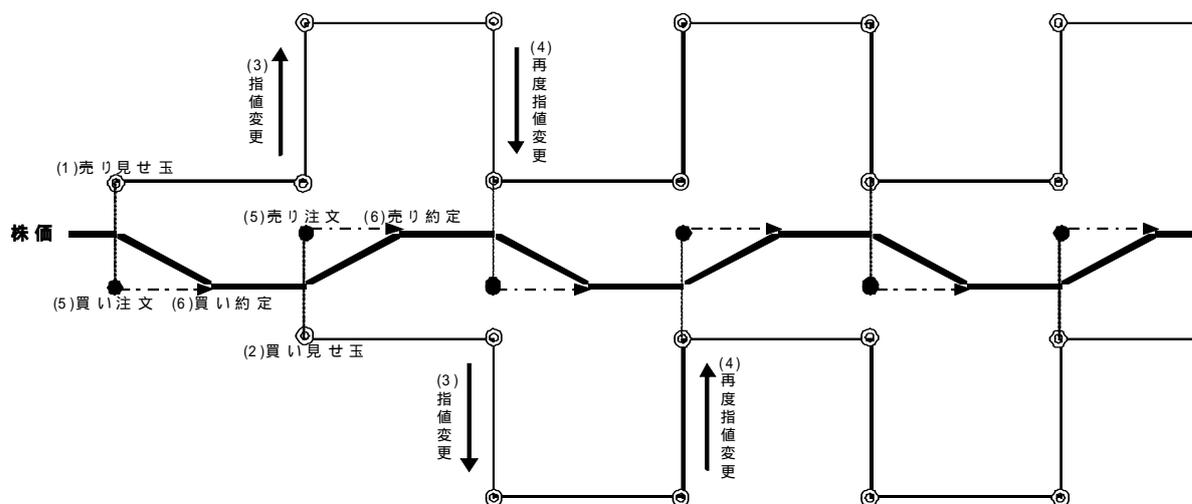
2 本件の課徴金額の算定については、法第 174 条の 2 第 10 項により、₁ で算
定した額（控除しきれない額）を ₂ で算定した額から控除した額とする。



事例 18

違反行為者は、A社株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、約定させる意思のない売り注文を発注するなどして売り板を厚く見せることにより売り注文を誘引したり、約定させる意思のない買い注文を発注するなどして買い板を厚く見せることで買い注文を誘引するなどの方法により、同株式の買付け及び売付けの委託並びに同株式の買付け及び売付けを行い、同株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をしたものである。

違反行為者は、板を厚く見せるために、約定させる意思のない売り注文（1）及び買い注文（2）を発注した他、約定可能性がない程度の価格に指値変更注文（3）を行い、その後、最良気配値付近に再度指値変更注文（4）を行うことにより、それらの注文に瞬時に反応してくるコンピュータシステムによるアルゴリズム取引と考えられる他の投資家からの注文が、対象者の買いたい株価又は売りたい株価の指値（5）で発注されるのを意図して、そのような他の投資家の注文と自己の注文を売買約定（6）させるという行為を、繰り返し行ったものである。（下図参照）



[違反行為の内容及び課徴金額]

1 違反行為者

無職（個人投資家）

2 違反行為（適用条文）

相場操縦（見せ玉）（法第159条第2項第1号）

（一般投資家によるA社株式の売買を誘引する目的をもって、同株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託を行った。）

3 違反行為期間

6月14日午後零時35分頃から午後1時54分頃までの間(1取引日)

6月15日午前9時29分頃から午後零時21分頃までの間(1取引日)

(違反行為者の各取引において、第三者の取引を誘引する目的をもって、最初に見せ玉を発注した時点を本件違反行為の始期とし、自己の取引を終了させる目的をもって、板に晒してある全ての売り注文及び買い注文を約定可能性のない価格帯に指値変更した時点を違反行為の終期とした。)

4 違反行為者の取引状況

違反行為者は、A社株式につき、

自己名義の証券口座(6月14日の取引については3口座、6月15日の取引については4口座)を使って、

信用取引により、

インターネットで、

約定させる意思のない注文を売り発注したり、先に約定可能性のない程度に上値に指値変更していた売り注文につき、約定させる意思がないのに、最良気配値又はその上値付近に再度指値変更する一方、約定させる意思のない買い注文を発注したり、先に約定可能性のない程度に下値に指値変更していた買い注文につき、約定させる意思がないのに、最良気配値又はその下値付近に再度指値変更するなどの方法により、

6月14日に合計255,000株を買い付ける(買付価額117,450,000円)一方、合計255,000株を売り付け(売付価額117,703,500円)更に延べ合計1,167,500株の買い注文を発注する一方、延べ合計1,026,000株の売り注文の発注を行い、

6月15日には合計270,000株を買い付ける(買付価額124,222,000円)一方、合計270,000株を売り付け(売付価額124,543,500円)更に延べ合計1,497,000株の買い注文を発注する一方、延べ合計1,176,500株の売り注文の発注を行い、

6月14日に合計51万株の売買を自己に有利な株価で約定させるなどし、6月15日に合計54万株の売買を自己に有利な株価で約定させるなどした。

5 課徴金額

57万円

(計算方法)

違反行為期間において確定した売買損益

6月14日の一連の違反行為 25万円
(違反行為期間において255,000株の売付け、255,000株の買付け)
117,703,500円(違反行為期間中の売付価額) - 117,450,000円(違反行為期間中の買付価額) = 253,500円 [1万円未満切捨て]

6月15日の一連の違反行為 32万円
(違反行為期間において270,000株の売付け、270,000株の買付け)
124,543,500円(違反行為期間中の売付価額) - 124,222,000円(違反行為期間中の買付価額) = 321,500円 [1万円未満切捨て]

課徴金額

25万円 + 32万円 = 57万円

6 本事例の特色

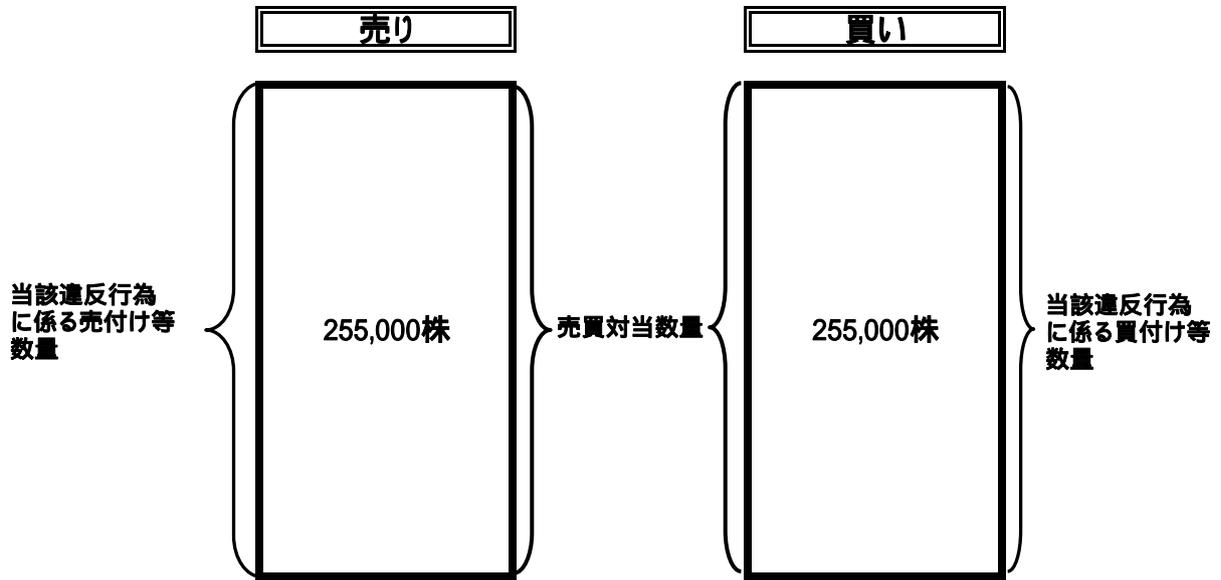
本件は、コンピュータシステムが、その時点の株価や出来高に応じて、自動的に株式売買注文のタイミングや数量を決めて取引を行う「アルゴリズム取引」の特性を利用することを意図した事案である。

違反行為者は、約定させる意思のない大量の注文(見せ玉)を発注したり、約定可能性がない程度の価格に指値変更注文を行ったり、その後最良気配値付近に再度変更注文を行ったりすることにより、その見せ玉発注に対しコンピュータシステムが瞬時に反応してくる、アルゴリズム取引と考えられる一般投資家からの注文が、違反行為者が売買したい株価で発注されることを意図して、売買約定させ、それを短い時間幅で繰り返し、その都度、1株あたり数円の売買利益を得ていたものである。

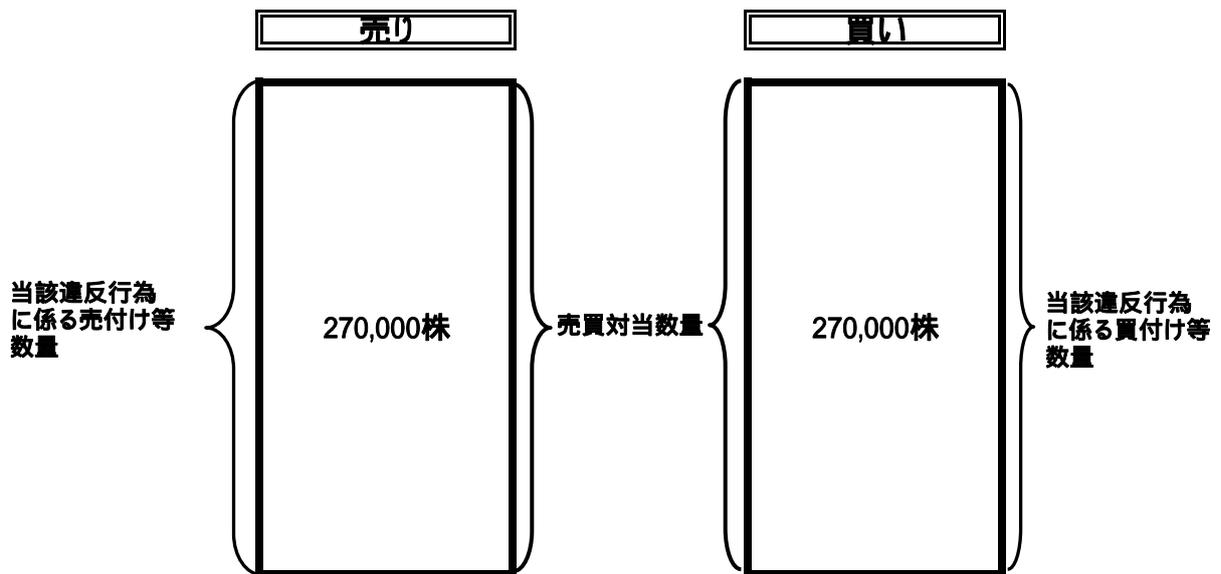
「arrowhead」により取引が高速化したことによって、気配値に注目した短期的な取引手法では、売買利益を得ることは難しくなったが、本件違反行為者は、アルゴリズム取引と思われる他の投資家からの発注を逆手に取ることを考え、見せ玉による相場操縦を行い、短期的な取引による売買利益を得ていたものである。

「arrowhead」とは、平成22年1月4日より稼働した、取引の高速化等を目的に導入された東京証券取引所の株式等売買システム。

6月14日の一連の違反行為



6月15日の一連の違反行為



事例 19

違反行為者は、A社株式につき、その株価の高値形成を図ろうと企て、同株式の売買を誘引する目的をもって、連続して成行又は直前約定値より高値で買い注文を発注して高値で約定させたり、成行又は直前約定値より高値で買い注文と売り注文を同時期に発注して対当させて株価を引き上げたり、成行で買い注文を発注して終値を引き上げたり、約定させる意思のない買い注文を発注するなどの方法により、同株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をしたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1 違反行為者

会社員（非上場会社）

2 違反行為（適用条文）

相場操縦（相場を変動させるべき一連の売買、見せ玉）（法第159条第2項第1号）
（A社株式の高値形成を図り、一般投資家による同株式の売買を誘引する目的をもって、同株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託を行った。）

3 違反行為期間

8月7日午前9時28分頃から同月13日午後2時15分頃までの間（5取引日）
（違反行為者の取引において買い上がり買付けと認められる買い注文が約定した8月7日午前9時28分頃を違反行為の始期とし、以後対当売買や買い上がり買付けを繰り返し行っていたところ、当該行為者の買い上がり買付けと認められる買い注文が最後に約定した同月13日午後2時15分頃を違反行為の終期とした。）

4 違反行為者の取引状況

違反行為者は、A社株式につき、

自己名義の証券口座（2口座）を使って、

現物取引により、

インターネットで、

成行又は直前約定値より高値で買い注文を発注して高値で約定させたり、成行又は直前約定値より高値で買い注文と売り注文を同時期に発注して高値で約定させたり、成行で買い注文を発注して終値を引き上げたり、約定させる意思のない買い注文を発注するなどの方法により、

合計174株を買い付ける（買付価額3,044,190円）一方、合計190株の売付け（売

付価額 3,352,690 円)を行い、更に延べ合計 150 株の約定させる意思のない買い注文の発注を行い、

同株式の株価を 15,010 円から 19,480 円まで高騰させるなどした。

5 課徴金額

30万円

(計算方法)

違反行為開始時の価格で買い付けたとみなされるもの(みなし買付価額)

15,200 円(違反行為開始時の株価)

× 72 株(違反行為開始時の買いポジション) = 1,094,400 円

違反行為期間において確定した売買損益

(違反行為期間において 190 株の売付け、174 株の買付け)

3,352,690 円(違反行為期間中の売付価額)

- (1,094,400 円(みなし買付価額) + 2,022,540 円(違反行為期間中の買付価額)) = 235,750 円

買付価額の算定については、違反行為に係る有価証券の買付けのうち、最も早い時期に行われたものから、順次売買対当数量まで割り当てるため、違反行為期間中の買付数量を 118 株(190 株 - 72 株)として計算した。

の計算を行った後に、なお残存する買いポジションについて、違反行為期間終了時から 1 か月以内の最高値により当該ポジションが解消されたものとして計算した売買損益

(買付数量が売付数量を超える 56 株)

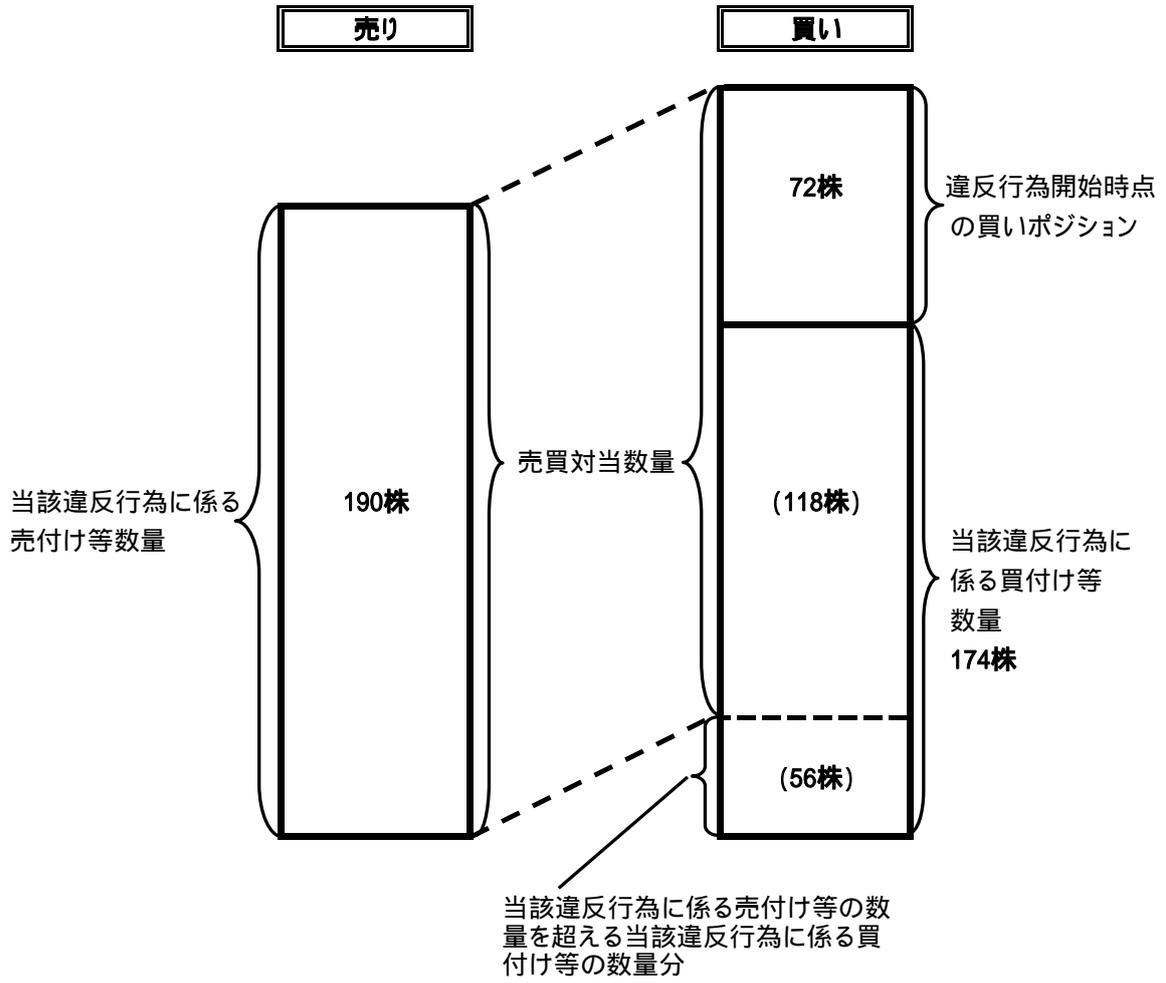
1,090,880 円(違反行為終了後 1 か月を経過するまでの間の各日における有価証券の最高価格のうち最も高い価格(19,480 円)に 56 株を乗じた額)

- 1,021,650 円(買付価額) = 69,230 円

課徴金額

235,750 円 + 69,230 円 = 304,980 円

[1万円未満切捨て]



. 開示書類の虚偽記載

開示書類の虚偽記載に対する課徴金勧告事案の特色

平成 17 年 4 月に課徴金制度が開始されて以降、これまで開示書類の虚偽記載に対する課徴金納付命令勧告を行った 47 事案 51 件（法人 47 件・個人 4 件）の課徴金額をみると、最高額は 15 億 9457 万 9999 円、最少額は 150 万円（個人を含めると 142 万円）となっている。また、開示書類の不提出、公開買付開始公告の不実施に対する課徴金納付命令勧告を 3 事案 3 件（法人 3 件）行っている。

開示書類の虚偽記載について、課徴金納付命令対象となった開示企業について、その上場市場及び業種別の傾向は下記のとおりである。

上場市場別分類

年 度	18	19	20	21	22	23	計
東 証	1	5	3	4	12	1	26
1 部	1	4	2	2	4	0	13
2 部	0	1	0	0	1	0	2
マザーズ	0	0	1	2	7	1	11
大 証	3	4	8	4	5	0	24
1 部	1	1	2	0	2	0	6
2 部	0	0	2	1	0	0	3
ジャスダック	2	3	4	3	3	0	15
(うち旧ヘラクレス)	(0)	(3)	(1)	(2)	(0)		(6)
名 証	1	0	1	1	0	1	4
1 部	1	0	1	1	0	0	3
セントレックス	0	0	0	0	0	1	1
札 証	0	0	2	0	0	0	2
福 証	0	0	2	0	0	0	2
合計	5	9	16	9	17	2	58
年度別勧告件数	3	8	11	9	18	2	51

(注) 1 年度とは、当年 4 月～翌年 3 月をいう。ただし、23 年度は 5 月まで（業種別分類において同じ）。

- 2 複数の市場に重複上場している企業があり、また、年度別勧告件数には個人に対して行われた勧告件数も含まれているため、各年度の合計数と年度別勧告件数が一致しないものがある。

上場市場別では、5 取引所に満遍なく対象企業が見られるが、延べ 58 社のうち、本則市場銘柄が 31 社、新興市場銘柄が 27 社となっている。

業種別分類

年 度	18	19	20	21	22	23	計
建設業	2	1	3	0	0	0	6
食料品	0	0	0	0	1	0	1
機械	0	0	3	0	0	0	3
電気機器	0	1	0	0	2	0	3
輸送用機器	0	0	0	1	0	0	1
倉庫・運輸関連業	0	0	1	0	1	0	2
情報・通信業	0	4	1	1	4	2	12
卸売業	0	0	2	3	2	0	7
小売業	0	2	0	1	0	0	3
証券商品先物取引業	1	0	0	0	0	0	1
不動産業	0	0	0	1	0	0	1
サービス業	0	0	1	1	5	0	7
合計	3	8	11	8	15	2	47

業種別では、情報・通信業が 12 件、卸売業が 7 件、サービス業が 7 件、建設業が 6 件といったところが目立つ。

また、これまでの開示検査の結果、開示書類の重要な事項について虚偽の記載があったとして、課徴金納付命令勧告を行った事例に係る不適正な会計処理の類型をまとめると、以下のとおりとなる。

<p>売上高</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 売上の前倒し計上 ・ 売上の過大計上 ・ 架空売上の計上 	<p>資産</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 売上債権の過大計上 ・ 棚卸資産の過大計上 ・ 棚卸資産の架空計上 ・ (長期)未収入金の過大計上 ・ 前渡金の過大計上 ・ 有形固定資産の過大計上 ・ 無形固定資産(のれん)の過大計上 ・ 無形固定資産(ソフトウェア)の架空計上 ・ 著作権の過大計上 ・ 関係会社株式の過大計上 ・ 投資有価証券の過大計上 ・ 破産・更生債権等の過大計上 ・ 貸付金の過大計上 ・ リース資産の架空計上 ・ 繰延税金資産の過大計上
<p>売上原価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 売上原価の過少計上 ・ 売上原価の繰延べ ・ 架空仕入の計上 ・ 売上原価の未成工事への付替えによる費用の繰延べ 	<p>負債</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前受金の過少計上 ・ 退職給付引当金の過少計上 ・ 未払金の過少計上
<p>販売費及び一般管理費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 費用の過少計上 ・ 販売費及び一般管理費の過少計上 ・ 貸倒引当金の過少計上 ・ 費用の無形固定資産への付替え 	<p>連結</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子会社の連結はずし
<p>営業外・特別利益</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社債の評価益の過大計上 ・ 匿名組合清算配当金の過大計上 ・ 引当金の不計上 ・ 経営統合の際の特別利益(負ののれん)の過大計上 	
<p>営業外費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 貸倒損失の過少計上 	
<p>特別損失</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 減損損失の過少計上 ・ 減損損失の不計上 ・ 関係会社損失引当金の過少計上 ・ 貸倒引当金の過少計上 ・ 非上場株式の評価損の過少計上 ・ ソフトウェア仮勘定に係る除却損失の過少計上 ・ のれんの一括償却による損失の不計上 ・ 債務保証損失引当金の不計上 	

投資者が、有価証券の投資判断を適切に行い得るためには、企業内容の適正な開示が重要である。このため、開示検査の結果、勧告に至るまでの重要な事項についての虚偽記載等は認められなかった場合でも、適正な開示の観点から、開示書類の訂正等が必要と認められた場合には、自発的訂正等、早期の是正による適正な開示が行われるよう、検査対象企業に働きかけている。平成 22 年 4 月～23 年 5 月までに行われた開示検査の結果、記載内容の訂正等の是正が必要であるとして指摘を行った主な事例について、勧告事案の個別説明の後ろ（98 ページ）に掲載している。

事例 20

1 発行者である会社

サービス業、東京証券取引所マザーズ上場（虚偽記載の影響が市場に対し重大であることから上場廃止）

2 対象開示書類

法人

（1）継続開示書類

第 A 期有価証券報告書

第 A + 1 期半期報告書

第 A + 1 期有価証券報告書

第 A + 2 期半期報告書

第 A + 2 期有価証券報告書

第 A + 3 期第 1 四半期報告書

第 A + 3 期第 2 四半期報告書

第 A + 3 期第 3 四半期報告書

第 A + 3 期有価証券報告書

第 A + 4 期第 1 四半期報告書

第 A + 4 期第 2 四半期報告書

第 A + 4 期第 3 四半期報告書

（2）発行開示書類

有価証券届出書

新株発行に係るもの（5,000 株、発行価額の総額 14 億 7,925 万円）

第 A 期連結財務諸表を記載。

第三者割当有価証券届出書

新株発行に係るもの（521 株、発行価額の総額 1 億 4,555 万 6,980 円）

第 A 期連結財務諸表を記載。

個人

目論見書

普通株式の売出しに係るもの（1,000 株、売価額の総額 2 億 9,585 万円）

第 A 期連結財務諸表を記載。

3 虚偽記載の金額及びその主要な態様

第 A 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結経常損益	2 億 1,700 万円	1 億 2,700 万円
連結当期純損益	8,500 万円	3 億 1,600 万円
資本合計	13 億 4,900 万円	5 億 6,800 万円

虚偽記載の主な態様： 売上の前倒し計上及び架空売上の計上等

第 A + 1 期半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結経常損益	1 億 7,600 万円	1 億 2,800 万円
連結中間純損益	8,900 万円	2 億 5,500 万円
連結純資産	14 億 9,500 万円	3 億 6,900 万円

虚偽記載の主な態様： 売上の前倒し計上及び架空売上の計上等

第 A + 1 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結経常損益	3 億 700 万円	2 億 2,800 万円
連結当期純損益	3 億 4,300 万円	2 億 8,700 万円
連結純資産	32 億 5,200 万円	18 億 100 万円

虚偽記載の主要な態様： 売上の前倒し計上及び架空売上の計上等

第 A + 2 期半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結経常損益	8,200 万円	1 億 200 万円
連結中間純損益	900 万円	2 億 3,600 万円
連結純資産	33 億 2,100 万円	16 億 6,700 万円

虚偽記載の主要な態様： 売上の前倒し計上及び架空売上の計上等

第 A + 2 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結経常損益	2 億 3,100 万円	2 億 6,300 万円
連結当期純損益	1,600 万円	4 億 9,600 万円
連結純資産	33 億 4,400 万円	14 億 200 万円

虚偽記載の主な態様： 売上の前倒し計上及び架空売上の計上等

第 A + 3 期第 1 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結四半期純損益	1,800 万円	9,600 万円
連結純資産	32 億 9,900 万円	12 億 2,500 万円

虚偽記載の主な態様： 売上の前倒し計上及び架空売上の計上等

第 A + 3 期第 2 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結経常損益	5,400 万円	2 億 5,800 万円
連結四半期純損益	9,100 万円	3 億 4,800 万円
連結純資産	31 億 3,900 万円	8 億 9,200 万円

虚偽記載の主な態様： 売上の前倒し計上及び架空売上の計上等

第 A + 3 期第 3 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結経常損益	1 億 6,300 万円	3 億 8,500 万円
連結四半期純損益	3 億 600 万円	5 億 9,900 万円
連結純資産	28 億 6,100 万円	6 億円

虚偽記載の主な態様： 売上の前倒し計上及び架空売上の計上等

第 A + 3 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結経常損益	4 億 500 万円	7 億 2,100 万円
連結当期純損益	6 億 1,600 万円	9 億 3,600 万円
連結純資産	25 億 7,000 万円	3 億 2,400 万円

虚偽記載の主な態様： 売上の前倒し計上及び架空売上の計上等

第A + 4 第1 四半期報告書 (100 万円未満は切捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
純資産	23 億 8,500 万円	2 億 8,300 万円

虚偽記載の主な態様： ソフトウェアの架空計上等

第A + 4 期第2 四半期報告書 (100 万円未満は切捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
純資産	22 億 3,200 万円	1 億 7,500 万円

虚偽記載の主要な態様： ソフトウェアの架空計上等

第A + 4 期第3 四半期報告書 (100 万円未満は切捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
純資産	21 億 1,500 万円	1 億 2,700 万円

虚偽記載の主な態様： ソフトウェアの架空計上等

4 課徴金額

法人 5,049 万円

内訳 (1)	第 A 期有価証券報告書	300 万円
	第 A + 1 期半期報告書	100 万円
	第 A + 1 期有価証券報告書	200 万円
(は法第 185 条の 7 第 6 項の規定により 300 万円を按分)	
	第 A + 2 期半期報告書	100 万円
	第 A + 2 有価証券報告書	200 万円
(は法第 185 条の 7 第 6 項の規定により 300 万円を按分)	
	第 A + 3 期第 1 四半期報告書	60 万円
	第 A + 3 期第 2 四半期報告書	60 万円
	第 A + 3 期第 3 四半期報告書	60 万円
	第 A + 3 期有価証券報告書	120 万円
(～ は法第 185 条の 7 第 6 項の規定により 300 万円を按分)	
	第 A + 4 期第 1 四半期報告書	200 万円
	第 A + 4 期第 2 四半期報告書	200 万円
	第 A + 4 期第 3 四半期報告書	200 万円
(～ は法第 185 条の 7 第 6 項の規定により 600 万円を按分)	

(2) 有価証券届出書 2,958万円
1,479,250,000円(発行価額の総額) × 2 / 100 = 29,585,000円
[1万円未満切捨て]

第三者割当有価証券届出書 291万円
145,556,980円(発行価額の総額) × 2 / 100 = 2,911,139円
[1万円未満切捨て]

個人

目論見書

課徴金納付命令対象者A 224万円
112,423,000円(売価額の総額) × 2 / 100 = 2,248,460円
[1万円未満切捨て]

課徴金納付命令対象者B 224万円
112,423,000円(売価額の総額) × 2 / 100 = 2,248,460円
[1万円未満切捨て]

課徴金納付命令対象者C 142万円
71,004,000円(売価額の総額) × 2 / 100 = 1,420,080円
[1万円未満切捨て]

5 本事例の特色

当社は、マザーズ上場以前から、上場に向けて売上を増加させるため、進行基準を悪用した売上の前倒し計上や、証憑偽造による架空売上の計上など、不適正な会計処理を行っていた。上場後も、不適正な会計処理の隠蔽及び発覚による倒産の回避のために、不適正な会計処理を長期に亘って継続していた。

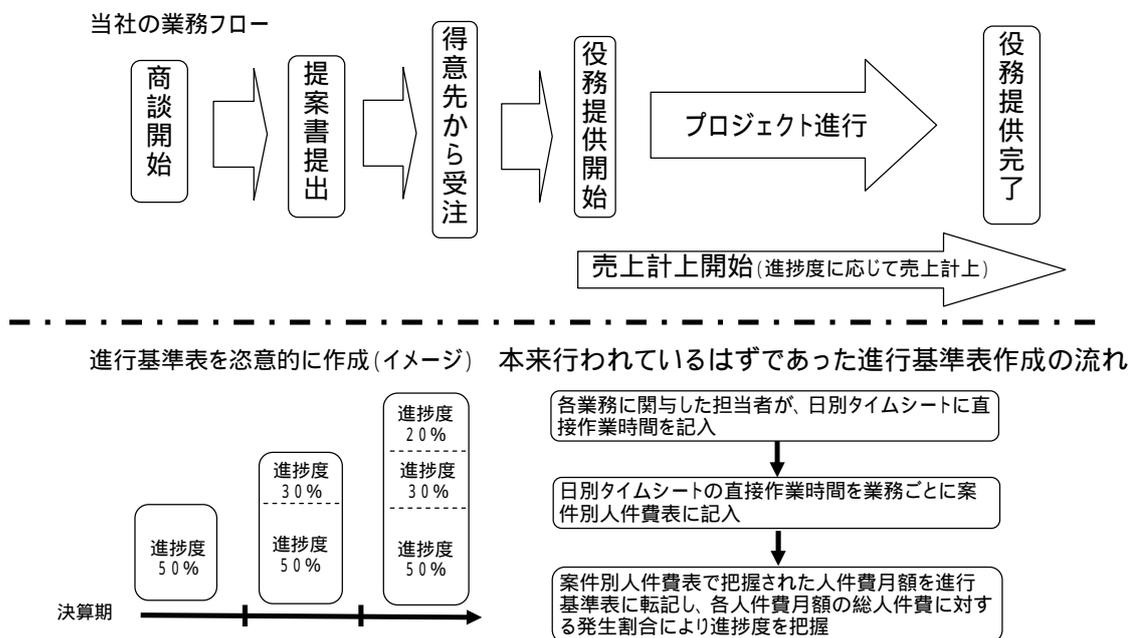
6 具体的な虚偽記載の態様

売上の前倒し計上

当社は、コンサルティング業務及びプロモーション業務のうち、受注金額が一定額以上のものについては売上計上基準として「進行基準」を採用していた。この「進行基準」とは、業務に関与した営業担当者の直接作業時間により業務の進捗度を把握し、進捗度を配賦基準として売上を計上するものとされていた。

しかし、当社は、当期の利益目標を達成するために、業務期間の前半に売上の大部分を計上できるよう、実際の業務の進捗状況に関わりなく進行基準表を作成し、これに基づく進捗度を配賦基準として、売上を前倒し計上していた。

なお、当社は、進捗度の基礎となる直接作業時間を集計できるような体制を有しておらず、そもそも、当社が採用した「進行基準」により進捗度を把握することさえ不可能なものであった。



架空売上の計上

当社は、の売上の前倒し計上を行った結果、成約に至らないもの、途中で契約金額が減額され受注金額を下回り、実際には入金が見込めないものが生じてきた。本来なら既に売上計上したものの取消が必要であったが、取引受注前の引合い段階の案件を利用して、又は引合いもない案件でも過去の取引先の名称を無断で用いて、取引先の発注書及び検収書などの証憑を偽造することにより、受注及び検収が完了しているという外観を作り出すなどにより、架空の売上が計上していた。

また、当社の役員3名は、上記架空売上に係る滞留債権に対する貸倒損失の計上回避及び本件不適正な売上計上の発覚の隠蔽を目的として、3名が株式上場時の売出し等により得た資金、3名の株式担保融資による借入金、退職した元従業員の給与(人件費)の名目で支出した資金、及び架空のソフトウェアの開発業務委託費の名目で支出した資金を用いて、ATM又はネットバンキングの借名口座から取引先名義で当社口座に入金し、架空売上による売掛金の回収を偽装することにより、架空売上が発覚しないようにしていた。

事例 2 1

1 発行者である会社

A 社 (子会社) 情報通信業 東京証券取引所マザーズ (完全子会社化により上場廃止)

B 社 (親会社) サービス業 東京証券取引所市場第一部上場

2 対象開示書類

継続開示書類

A 社

- 第 A 期半期報告書
- 第 A 期有価証券報告書
- 第 A + 1 期半期報告書
- 第 A + 1 期有価証券報告書
- 第 A + 2 期半期報告書
- 第 A + 2 期有価証券報告書
- 第 A + 3 期第 1 四半期報告書
- 第 A + 3 期第 2 四半期報告書
- 第 A + 3 期第 3 四半期報告書
- 第 A + 3 期有価証券報告書

B 社

- 第 B 期第 1 四半期報告書
- 第 B 期第 2 四半期報告書
- 第 B 期第 3 四半期報告書
- 第 B 期有価証券報告書
- 第 B 期第 1 四半期報告書の訂正報告書
- 第 B 期第 2 四半期報告書の訂正報告書
- 第 B 期第 3 四半期報告書の訂正報告書

3 虚偽記載の金額及びその主要な態様

A社

第 A 期半期報告書（100万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結中間純損益	9,400万円	5,400万円
資本合計	4億4,700万円	2億9,800万円

虚偽記載の主要な態様： 売上の前倒し計上等

第 A 期有価証券報告書（100万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結当期純損益	2億2,400万円	6,500万円

虚偽記載の主要な態様： 売上の前倒し計上等

第 A + 1 期半期報告書（100万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結中間純損益	1億900万円	4,900万円
連結純資産	21億1,200万円	16億6,300万円

虚偽記載の主要な態様： 売上の前倒し計上等

第 A + 1 期有価証券報告書（100万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結当期純損益	2億2,200万円	9,600万円
連結純資産	22億3,300万円	16億2,400万円

虚偽記載の主要な態様： 売上の前倒し計上等

第 A + 2 期半期報告書（100万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結中間純損益	1億1,100万円	2億9,800万円
連結純資産	23億5,400万円	13億3,500万円

虚偽記載の主要な態様： 売上の前倒し計上等

第 A + 2 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産	23 億 4,000 万円	17 億 7,000 万円

虚偽記載の主要な態様： 売上の前倒し計上等

第 A + 3 期第 1 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結四半期純損益	1,800 万円	1 億 4,900 万円
連結純資産	23 億 300 万円	15 億 6,500 万円

虚偽記載の主要な態様： 売上の前倒し計上等

第 A + 3 期第 2 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結四半期純損益	1,000 万円	3 億 2,200 万円
連結純資産	22 億 9,500 万円	13 億 9,200 万円

虚偽記載の主要な態様： 売上の前倒し計上等

第 A + 3 期第 3 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結四半期純損益	4,400 万円	3 億 4,700 万円
連結純資産	22 億 3,900 万円	13 億 6,500 万円

虚偽記載の主要な態様： 売上の前倒し計上等

第 A + 3 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結当期純損益	2 億 3,200 万円	5 億 6,400 万円
連結純資産	20 億 6,900 万円	11 億 6,600 万円

虚偽記載の主要な態様： 売上の前倒し計上等

B社

第 B 期第 1 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結四半期純損益	6 億 1,400 万円	2 億 4,900 万円

虚偽記載の主要な態様： のれんの過大計上による損失の過少計上

第 B 期第 2 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結四半期純損益	11 億 8,700 万円	1 億 1,300 万円

虚偽記載の主要な態様： のれんの過大計上による損失の過少計上

第 B 期第 3 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結四半期純損益	19 億 500 万円	9 億 4,500 万円

虚偽記載の主要な態様： のれんの過大計上による損失の過少計上

第 B 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結当期純損益	29 億 5,600 万円	19 億 3,800 万円

虚偽記載の主要な態様： のれんの過大計上による損失の過少計上

第 B 期第 1 四半期報告書の訂正報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結四半期純損益	6 億 1,400 万円	2 億 4,900 万円

虚偽記載の主要な態様： のれんの過大計上による損失の過少計上

第 B 期第 2 四半期報告書の訂正報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結四半期純損益	11 億 2,500 万円	1 億 1,300 万円

虚偽記載の主要な態様： のれんの過大計上による損失の過少計上

第 B 期第 3 四半期報告書の訂正報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結四半期純損益	19 億 5,900 万円	9 億 4,500 万円

虚偽記載の主要な態様： のれんの過大計上による損失の過少計上

4 課徴金額

A 社

1,099 万 9,999 円

内訳	第 A 期半期報告書	66 万 6,666 円
	第 A 期有価証券報告書	133 万 3,333 円
	（ は平成 17 年法律第 76 号附則第 5 条第 2 項の経過措置を適用し、 法第 185 条の 7 第 2 項の規定により 200 万円を按分）	
	第 A + 1 期半期報告書	100 万円
	第 A + 1 期有価証券報告書	200 万円
	（ は法第 185 条の 7 第 2 項の規定により 300 万円を按分）	
	第 A + 2 期半期報告書	100 万円
	第 A + 2 期有価証券報告書	200 万円
	（ は法第 185 条の 7 第 2 項の規定により 300 万円を按分）	
	第 A + 3 期第 1 四半期報告書	60 万円
	第 A + 3 期第 2 四半期報告書	60 万円
	第 A + 3 期第 3 四半期報告書	60 万円
	第 A + 3 期有価証券報告書	120 万円
	（ ~ は法第 185 条の 7 第 2 項の規定により 300 万円を按分）	

B 社

1,200 万円

内訳	第 B 期第 1 四半期報告書	120 万円
	第 B 期第 2 四半期報告書	120 万円
	第 B 期第 3 四半期報告書	120 万円
	第 B 期有価証券報告書	240 万円
	（ ~ は法第 185 条の 7 第 6 項の規定により 600 万円を按分）	
	第 B 期第 1 四半期報告書の訂正報告書	200 万円
	第 B 期第 2 四半期報告書の訂正報告書	200 万円
	第 B 期第 3 四半期報告書の訂正報告書	200 万円
	（ ~ は法第 185 条の 7 第 6 項の規定により 600 万円を按分）	

5 本事例の特色

A社の営業部門は、過度な売上予算達成のプレッシャーから、長期に亘って売上の前倒し計上を行っていたものである。

B社は公開買付けによりA社を子会社としたが、A社の不適正な会計処理に伴い、親会社であるB社においても、のれんが過大計上となっていたものである。

6 具体的な虚偽記載の態様

売上の前倒し計上

A社は、医療関係者から、大規模臨床試験に係る様々な業務等を受託している。この大規模臨床試験は、数年に亘り継続するものであるが、当該受託料については、受託時に入金されるのが慣例となっていた。

A社では、当該取引について従来から売上計上基準を設け、既に入金済みの業務であっても、月次で提供した業務に応じて売上計上することとしていた。

また、A社は医療関係者が独自の事務局機能を有していないことから、医療関係者から契約書や検収書などに使用する印章を預かり保管していた。

A社の営業部門は、過度な売上予算達成のプレッシャーから、実際には売上に計上するための業務実績がないにもかかわらず、預かっていた印章を使用し、契約書や検収書を偽造するなどして、当該業務実績があるかのように装い、売上を前倒し計上していた。

のれんの過大計上

B社は、A社を連結子会社化したことに伴い、第B期第1四半期以降の連結財務諸表において、A社株式の取得価額（買収金額）とA社の純資産額の持分相当額との差額をのれんとして資産計上していた。

この買収金額は、A社の訂正前の財務諸表を前提として算出されていたため、過大なものとなっていたが、B社は、A社による上記不適正な会計処理が発覚した際に、A社株式の評価額を減少させずに、A社の純資産額分を減額し、他方で、のれんの金額を増加させる訂正報告を行っていた。

しかし、B社は、A社による不適正な会計処理が発覚した時点で、A社株式の買収金額はA社の企業価値に比して過大であり、A社の超過収益力を含む企業価値は毀損していたと認識していたことから、個別財務諸表上は子会社であるA社株式の評価減を行う必要があり、また、連結財務諸表上はのれんに係る減損（評価損）損失を計上する必要があった。

事例 2 2

1 発行者である会社

情報・通信業 東京証券取引所マザーズ上場

2 対象開示書類

(1) 継続開示書類

第 A 期有価証券報告書

第 A + 1 期第 2 四半期報告書

第 A + 1 期第 3 四半期報告書

第 A + 1 期第 4 四半期報告書

第 A + 1 期第 5 四半期報告書

第 A + 1 期有価証券報告書

(2) 発行開示書類

有価証券届出書

新株予約権証券に係るもの (1,600 個、発行価額の総額 (新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。) 15 億 7,568 万円))

第 A 期有価証券報告書及び第 A + 1 期第 1 四半期から第 4 四半期までの間の各四半期報告書を参照書類とする。

3 虚偽記載の金額及びその主要な態様

第 A 期有価証券報告書 (100 万円未満は切捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結経常損益	5 億 7,100 万円	2 億 6,700 万円
連結当期純損益	2 億 7,800 万円	1 億 7,000 万円

虚偽記載の主な態様： 架空売上の計上等

第 A + 1 期第 2 四半期報告書 (100 万円未満は切捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結四半期純損益	1 億 5,600 万円	3 億 2,200 万円

虚偽記載の主な態様： 架空売上の計上等

第 A + 1 期第 3 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結四半期純損益	4 億 7,100 万円	8 億 1,700 万円
連結純資産	39 億 5,800 万円	31 億 6,300 万円

虚偽記載の主な態様： 架空売上の計上及びソフトウェアの架空計上等

第 A + 1 期第 4 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結四半期純損益	10 億 1,500 万円	13 億 4,700 万円
連結純資産	33 億 8,000 万円	25 億 9,800 万円

虚偽記載の主な態様： 架空売上の計上及びソフトウェアの架空計上等

第 A + 1 期第 5 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結四半期純損益	12 億 2,200 万円	15 億 1,000 万円
連結純資産	31 億 7,700 万円	24 億 4,000 万円

虚偽記載の主な態様： 架空売上の計上及びソフトウェアの架空計上等

第 A + 1 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結当期純損益	13 億 8,900 万円	16 億 4,400 万円
連結純資産	34 億 7,600 万円	27 億 7,200 万円

虚偽記載の主な態様： 架空売上の計上及びソフトウェアの架空計上等

4 課徴金額

7,814万9,996円

内訳(1)	第 A 期有価証券報告書	300万円
	第 A + 1 期第 2 四半期報告書	70万7,776円
	第 A + 1 期第 3 四半期報告書	70万7,776円
	第 A + 1 期第 4 四半期報告書	70万7,776円
	第 A + 1 期第 5 四半期報告書	70万7,776円
	第 A + 1 期有価証券報告書	141万8,892円

(~ は法第 185 条の 7 第 2 項の規定により 425 万円を按分)

(2) 有価証券届出書 7,090万円

1,575,680,000円 × 4.5 / 100 = 70,905,600円 [1万円未満切捨て]

5 本事例の特色

本件は、当社が設立間もない子会社 A 社に売上の実績を計上させるために、当社及び A 社と複数の会社との間で、架空の売上を計上し、また、子会社 A 社においてソフトウェアの架空計上を行い、のれんの架空計上を行う等不適正な会計処理を行っていたものである。

6 具体的な虚偽記載の態様

架空売上の計上

当社の子会社 A 社は、架空のソフトウェア（システム開発に係るソフトウェア）や架空の営業権（携帯サイトの営業権）を取得する名目で資金を支出し、当該資金を複数の会社を経由して当社及び A 社に還流させるなどして、当社及び A 社において、インターネットサイト等の製作、インターネットサイト広告枠の販売及びソフトウェアライセンスの売上との名目で架空の売上を計上していた。

なお、当社は、本件の不適正な取引を、証憑を偽造して行っていた。

ソフトウェア資産及びのれんの架空計上

A 社は、ソフトウェア資産を第 A 期から第 A + 1 期第 3 四半期にかけて、営業権を第 A 期にそれぞれ取得したとしていたが、当該資産の取得名目で支出された資金が架空売上に係る売掛金回収の原資となっており、また、当該資産の実在性も認められないものであった。

したがって、当社は、当該ソフトウェア資産及び営業権（のれん）を当該期において架空に計上していたものである。

事例 2 3

1 発行者である会社

電気機器、東京証券取引所市場第一部、大阪証券取引所市場第一部（両市場とも経営統合により上場廃止）

2 対象開示書類

（1）継続開示書類

第 A 期有価証券報告書

第 A + 2 期半期報告書

第 A + 2 期有価証券報告書

（2）発行開示書類

有価証券届出書

新株発行に係るもの（1 億 769 万 3,000 株、発行価額の総額 350 億 22 万 5,000 円）

第 A 期有価証券報告書を参照書類とする。

3 虚偽記載の金額及びその主要な態様

第 A 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結当期純損益	78 億 9,100 万円	125 億 3,100 万円

虚偽記載の主要な態様： 減損損失の不計上及び費用及び引当金の過少計上等

第 A + 2 期半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結中間純損益	80 億 9,500 万円	121 億 5,500 万円

虚偽記載の主な態様： 費用及び引当金の過少計上等

第 A + 2 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結経常損益	103 億 700 万円	165 億 2,000 万円
連結当期純損益	243 億 5,000 万円	333 億 3,600 万円

虚偽記載の主な態様： 減損損失の不計上及び費用及び引当金の過少計上等

4 課徴金額

7億760万円

内訳(1)	第A期有価証券報告書	460万円
	第A+2期半期報告書	100万円
	第A+2期有価証券報告書	200万円

(は法第185条の7第6項の規定により300万円を按分)

(2)有価証券届出書 7億円

35,000,225,000円(発行価額の総額)×2/100=700,004,500円

[1万円未満切捨て]

5 本事例の特色

本件は、当社の海外販売子会社が、利益目標の達成などのために、意図的に費用処理を行わないことや、売掛債権の回収可能性等の評価を過大に見積もることなどにより、当社が製品販売に係る営業費用の過少計上、貸倒引当金等の過少計上、減損損失の不計上など、不適正な会計処理を行ったものである。

6 具体的な虚偽記載の態様

費用(損失)の過少計上

当社では、海外販売子会社における製品販売において、在庫補償及び営業関係費を計上しており、この費用の計上は、当該製品の売上計上後に社内決裁を経てから行われた。

しかし、幾つかの海外販売子会社においては、利益目標の達成への固執、営業関係費の管理不十分等の理由から、発生した在庫補償及び営業関係費の計上を行っていないものが認められた。

また、当社の一部事業部等においても、経理担当者が利益目標達成のため、意図的に販売促進費等の費用を過少計上していた。

貸倒引当金、貸倒損失及び棚卸資産引当金(評価損)の過少計上

当社の幾つかの海外販売子会社では、

各販売拠点において適切な貸倒引当基準及び在庫評価基準等が作成されていないなどの理由により、売掛金及び棚卸資産の適切な評価がなされていなかったこと

利益目標達成のため、意図的に売掛債権の回収可能性や棚卸資産の評価を過大に見積もるなどして、当該損失の計上を行わなかったことから、売掛債権に係る貸倒引当金や貸倒損失、棚卸資産に係る引当金(評価損)を過少に計上していたものである。

減損損失の不計上

当社は、固定資産(建物、金型、機械等)についての減損の兆候を判断する際に、販売子会社における不適正な会計処理を適切に把握していなかったことから、減損の兆候の認識が遅れ、本来計上すべき減損損失が計上されなかった。

事例 2 4

1 発行者である会社

卸売業、大阪証券取引所ジャスダック上場

2 対象開示書類

(1) 継続開示書類

第 A 期有価証券報告書

第 A + 2 期有価証券報告書

第 A + 3 期第 2 四半期報告書

(2) 発行開示書類

有価証券届出書

新株発行に係るもの (8 万 5,490 株、発行価額の総額 3 億 7,000 万 720 円)

第 A + 2 期有価証券報告書を組込情報とする。

3 虚偽記載の金額及びその主要な態様

第 A 期有価証券報告書 (100 万円未満は切捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
経常損益	2 億 2,700 万円	1 億 600 万円
当期純損益	1 億 1,700 万円	400 万円

虚偽記載の主な態様： 売上の前倒し計上

第 A + 2 期有価証券報告書 (100 万円未満は切捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
当期純損益	6 億 2,200 万円	7 億 4,200 万円
純資産額	6 億 6,300 万円	5 億 2,700 万円

虚偽記載の主な態様： 非上場株式評価損の過少計上

第 A + 3 期第 2 四半期報告書 (100 万円未満は切捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
純資産額	6 億 3,100 万円	4 億 9,000 万円

虚偽記載の主な態様： 投資有価証券の過大計上等

4 課徴金額

2,415万円

内訳(1)	第A期有価証券報告書	300万円
	第A+2期有価証券報告書	300万円
	第A+3期第2四半期報告書	150万円

(2)有価証券届出書 1,665万円

370,000,720円(発行価額の総額)×2/100=16,650,032円

[1万円未満切捨て]

5 本事例の特色

本件は、当社が、黒字決算を実現するために、顧客に依頼して売上を前倒し計上していた他、保有する非上場株式について評価損を過少に計上するなど、不正な会計処理を行っていたものである。

6 具体的な虚偽記載の態様

売上の前倒し計上

当社は、ASP事業(インターネットを通じたコンピューターアプリケーションの提供サービス)を行っており、それに付随して、顧客のビジネスモデルに応じて追加機能を付加するためのシステム開発業務を行っているが、当該システム開発に係る売上の計上基準として「検収基準」を採用しており、システム開発が完了し、追加機能が付加された時点で、顧客から検収書を受領し、売上に計上することとされていた。

しかし、当社は、実際には当該システム開発が完了していないにもかかわらず、顧客に検収書の発行を要請し、これを受領することで、あたかも検収が完了し、売上が計上できるかのように装い、売上を前倒し計上していた。

非上場株式評価損の過少計上及び投資有価証券の過大計上

当社は、保有する非上場のA社株式の実質価額が著しく下落し、またA社の超過収益力も既に毀損したとの認識を有していたことから、A社株式につき減損処理を行う必要があった。A社株式の減損処理に際しては、A社の株式が市場で流通していないことから、A社の直近期の純資産額を基準にして評価損を計上する必要があった。

しかし、当社は、決算作業の過程で、A社の株主総会招集通知を入手し、当該招集通知には、A社が新たに行う予定である株式募集に係る払込金額の下限価額が記載されていたことから、当該下限価額をもってA社株式の評価額を算定し、簿価との差額について評価損を計上することで、本来の純資産額に基づいて評価額を算定

する方法よりも、評価損を過少に計上していた。

これにより、A社は、翌期以降においても評価損を計上せず、引き続きA社株式の評価額を過大に計上した。

事例 2 5

1 発行者である会社

サービス業 東京証券取引所マザーズ上場(時価総額基準を満たせないことにより
上場廃止)

2 対象開示書類

(1) 継続開示書類

第 A 期有価証券報告書
第 A + 1 期有価証券報告書
第 A + 2 期第 1 四半期報告書

(2) 発行開示書類

有価証券届出書の訂正届出書
新株発行に係るもの (26 万株、発行価額の総額 7,020 万円)
第 A 期有価証券報告書を組込情報とする。
有価証券届出書の訂正届出書
新株予約権証券に係るもの (20,000 個、発行価額の総額 (新株予約権の行
使に際して払い込むべき金額を含む。) 6,200 万円)
第 A 期有価証券報告書を組込情報とする。

3 虚偽記載の金額及びその主要な態様

A 社

第 A 期有価証券報告書 (100 万円未満は切捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結当期純損益	13 億 200 万円	14 億 1,800 万円

虚偽記載の主な態様： 債務保証損失引当金の不計上等

第 A + 1 期有価証券報告書 (100 万円未満は切捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結当期純損益	15 億 4,500 万円	26 億 9,200 万円
連結純資産額	8 億 2,700 万円	4 億 3,500 万円

虚偽記載の主な態様： 減損損失の過少計上及び著作権の過大計上等

第 A + 2 期半第 1 四半期報告書(100 万円未満は切捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	7 億 4,800 万円	5 億 1,300 万円

虚偽記載の主な態様： 著作権の過大計上等

4 課徴金額

1,794 万円

内訳(1)	第 A 期有価証券報告書	300 万円
	第 A + 1 期有価証券報告書	600 万円
	第 A + 2 期第 1 四半期報告書	300 万円
(2)	有価証券届出書	315 万円
	70,200,000 円(発行価額の総額) × 4.5 / 100 = 3,159,000 円	[1 万円未満切捨て]
	有価証券届出書	279 万円
	62,000,000 円(発行価額の総額(新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。)) × 4.5 / 100 = 2,790,000 円	

5 本事例の特色

本件は、当社が保有するコンテンツ資産等に減損の兆候があるにもかかわらず、その処理を行わず、減損損失を過少計上したものである。

また、当社は、取引先 A 社の債務を保証するために、約束手形を振り出すなどしたが、A 社が返済不能となったことから、A 社に代わって借入金の債務を負うこととなった。このことから当社は、修正後発事象として債務保証損失に係る引当金を計上すべきであったが行わず、不適正な会計処理を行ったものである。

6 具体的な虚偽記載の態様

減損損失の過少計上、著作権の過大計上

当社は、当社が保有するコンテンツ資産(著作権)について、第 A + 1 期に取得価額の 50%の減損処理を行っているが、当該コンテンツ資産については、当該コンテンツ関連事業が第 A 期以降 2 期連続で赤字であり、今後収益が獲得できる合理的な事業計画もなく、また、当該コンテンツが当社債務の担保として供されており、早期に売却できる可能性も乏しいことなどから、当該資産に使用価値及び回収可能価額を認めることはできず、第 A + 1 期末において全額を減損処理すべきであった。

また、同様に、当社の上記以外の長期前払費用(技術使用許諾料及びプロジェクト運営費)等の資産についても、今後収益が獲得できる合理的な事業計画がないな

どから、減損処理を行うべきであったにもかかわらず、これを行っていなかった。

債務保証損失引当金の不計上

当社は、当社の取引先である A 社の資金繰りが悪化したことから、第 A 期に、A 社の借入金の担保として当社の約束手形を振り出し、A 社から借入先の B 社に裏書譲渡させることで、A 社借入金に対して実質的な債務保証を行った。その後、A 社の借入金の返済が不能となったことから、当該決算期後に、B 社との間で金銭消費貸借契約を締結するなどして、当社が A 社に代わって当該借入金の債務を負うこととした。

当社は、第 A 期において、当該債務保証に係る引当金を計上していないが、修正後発事象として、本件債務保証の発生時期である第 A 期において、債務保証損失に係る引当金を計上する必要があった。

事例 2 6

1 発行者である会社

食料品 東京証券取引所市場第一部、大阪証券取引所市場第一部(両市場とも完全子会社化により上場廃止)

2 対象開示書類

継続開示書類

第 A 期有価証券報告書

第 A + 1 期有価証券報告書

第 A + 2 期第 3 四半期報告書

第 A + 2 期有価証券報告書

3 虚偽記載の金額及びその主要な態様

第 A 期有価証券報告書(100 万円未満は切捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結当期純損益	4 億 8,300 万円	15 億 9,800 万円

虚偽記載の主な態様： 架空売上の計上等

第 A + 1 期有価証券報告書(100 万円未満は切捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結当期純損益	1 億 6,200 万円	18 億 7,100 万円

虚偽記載の主な態様： 架空売上の計上等

第 A + 2 期第 3 四半期報告書(100 万円未満は切捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結四半期純損益	1 億 2,600 万円	22 億 9,500 万円

虚偽記載の主な態様： 架空売上の計上等

第 A + 2 期有価証券報告書(100 万円未満は切捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結当期純損益	2,800 万円	21 億 1,700 万円

虚偽記載の主な態様： 架空売上の計上等

4 課徴金額

1,000 万円

内訳	第 A 期有価証券報告書	300万円
	第 A + 1 期有価証券報告書	300万円
	第 A + 2 期第 3 四半期報告書	200万円
	第 A + 2 期有価証券報告書	200万円

(は、検査実施前に減額報告書が提出されたことから、法第 185 条の 7 第 12 項の規定により課徴金額を減額)

5 本事例の特色

当社の水産飼料事業部は、養殖魚用配合飼料の製造・販売等の事業を行っていたが、同事業部は、以前から、取引先との間で様々な貸し借り関係を築いており、こうした中、業績が相当に悪化していた当該事業部において、架空売上の計上等の不適正な会計処理が行われたものである。

6 具体的な虚偽記載の態様

架空売上の計上

当社の水産飼料事業部は、養殖業者等に対して、養殖魚用配合飼料等の架空の売上を計上するとともに、架空の棚卸資産(原料・飼料)を製造委託先経由で取得したこととして資金を支出し、当該資金を最終的に当社に還流させることで、架空売上に係る売掛金の回収を装っていた。

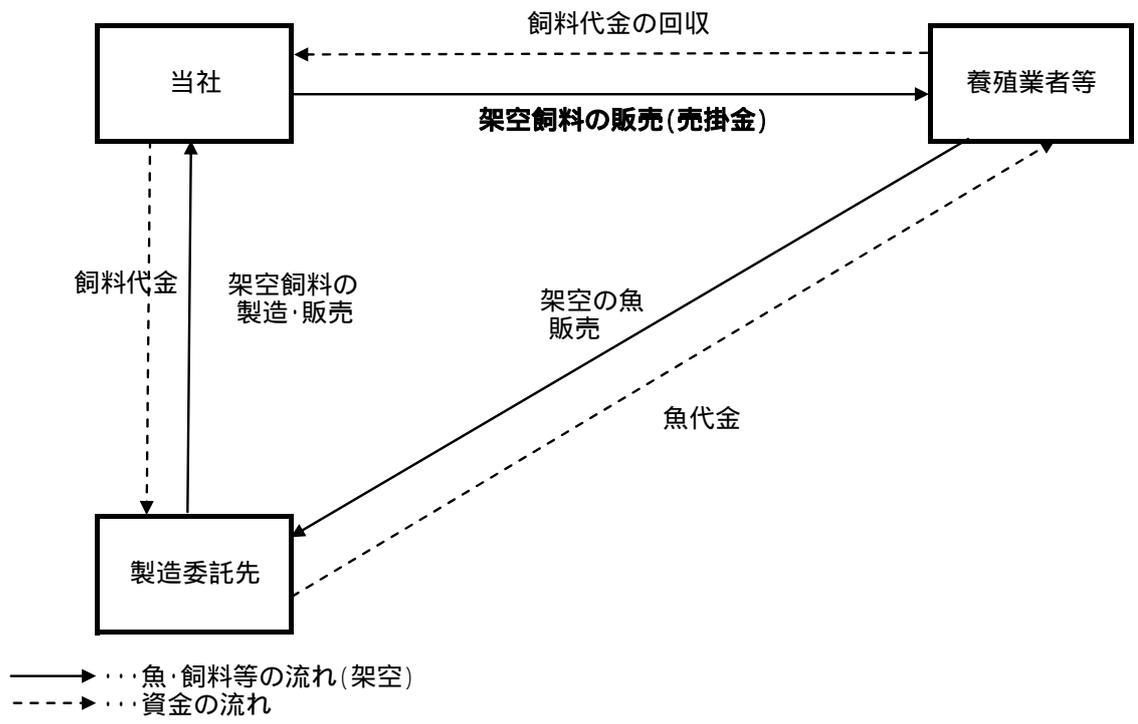
また、この架空取引により、当社には架空の棚卸資産(原料・飼料)が多額に計上されることとなり、当該棚卸資産は長期滞留状態となった。このため、会計監査等において架空在庫が発覚する恐れが生じた同事業部は、この架空の棚卸資産(在庫)を販売したことにして、さらに架空の売上を計上するとともに、上記と同様の方法により、架空売上に係る売掛金の回収があったかのように装っていた。

このようにして、架空売上と架空仕入を繰り返すことにより、当社は利益を過大に計上していた。

棚卸資産の過大計上

当社の水産飼料事業部は、養殖業者からの取引に係るクレーム対応などの目的で、養殖業者等に対して当社の棚卸資産(飼料)を無償で提供していたが、これに係る会計処理を行わず、棚卸資産を過大に計上していたものである。

同様に、当社の水産飼料事業部は、長期滞留により収益性が低下している棚卸資産について、会計基準に基づき適正に評価損を計上すべきところ、これを行わず、棚卸資産を過大に計上していた。



事例 27

1 発行者である会社

サービス業、大阪証券取引所ジャスダック上場（完全子会社化により上場廃止）

2 対象開示書類

継続開示書類

第 A 期有価証券報告書

第 A + 1 期第 1 四半期報告書

第 A + 1 期第 2 四半期報告書

第 A + 1 期第 3 四半期報告書

3 虚偽記載の金額及びその主要な態様

第 A 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
当期純損益	5 億 5,000 万円	14 億 4,400 万円
純資産額	64 億 3,200 万円	44 億 2,000 万円

虚偽記載の主要な態様： 貸倒引当金の過少計上

第 A + 1 期第 1 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
純資産額	72 億 2,000 万円	50 億 5,100 万円

虚偽記載の主要な態様： 貸倒引当金の過少計上

第 A + 1 期第 2 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
純資産額	73 億 4,400 万円	51 億 5,800 万円

虚偽記載の主要な態様： 貸倒引当金の過少計上

第 A + 1 期第 3 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
四半期純損益	11 億 4,300 万円	31 億 1,200 万円
純資産額	73 億 2,600 万円	10 億 7,400 万円

虚偽記載の主要な態様： 貸倒引当金の過少計上

4 課徴金額

800万円

内訳	第 A 期有価証券報告書	300万円
	第 A + 1 期第 1 四半期報告書	200万円
	第 A + 1 期第 2 四半期報告書	200万円
	第 A + 1 期第 3 四半期報告書	100万円

(は法第 185 条の 7 第 2 項の規定により 600 万円を按分)

(は検査実施前に減額報告書が提出されたことから、法第 185 条の 7 第 12 項の規定により課徴金額を減額)

5 本事例の特色

本件は、当社の役員が、A 社からの提案により、当社が興行元へ支払うチケット販売代金及び協賛金を A 社に投資運用させることにより、興行主へ支払うための協賛金を増額させようとしていたが、A 社が運用に失敗したため、当社の役員は取締役会付議などの正規の手続を得ることなく、当社の資金により興行元への支払を立て替え、また、A 社への貸付けを行った。

当社が A 社に代わって支払った資金及び A 社へ貸し付けた資金は、本来 A 社に対する貸付金等の債権として計上し、回収の見込みがない債権として、貸倒引当金を計上すべきところ、当社役員は、上記事実が露見することを免れるため、営業未払金のマイナス勘定として処理し、貸倒引当金の不計上等、不適正な会計処理を行っていたものである。

6 具体的な虚偽記載の態様

貸倒引当金の不計上

当社は、興行元から依頼を受けてコンサート等のチケット販売を行っていたが、興行元への当該チケット代金の支払は、興行終了後となることが業界慣例となっていたため、チケット販売から興行終了までの数か月間、当社に当該チケット代金が一時的に留まることとなっていた。

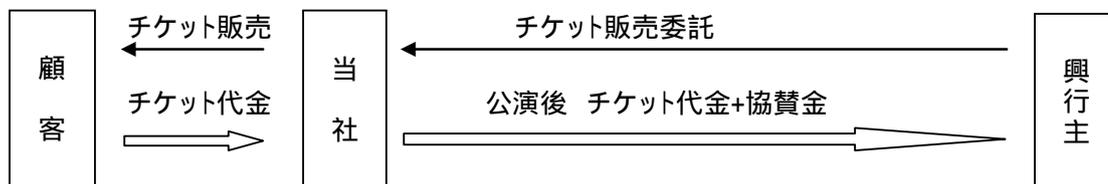
当社の役員は、この興行元に支払わなければならないチケット代金について、取引先であった A 社からの提案により、支払までの間、A 社に当該チケット代金を投資運用させた上で、A 社から興行元へ支払わせることとした。

しかし、その後、A 社において投資運用が失敗し、A 社から興行元に対するチケット代金等の支払が滞るようになったため、当社の役員は、当社の取締役会に付議することなく、当社の資金によって興行元に対するチケット代金の支払を立て替えたり、又は A 社に支払代金を貸し付けたりした。

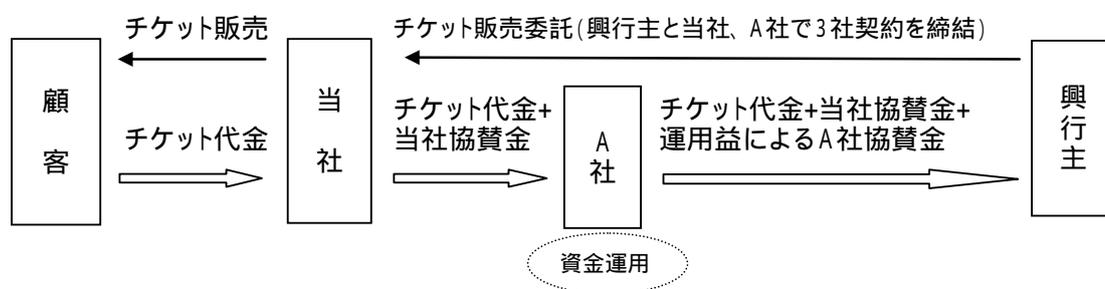
この A 社に対するチケット支払代金の立替えや貸付けは、本来は、A 社に対する貸付金等として計上し、回収見込みのない債権として、貸倒引当金を計上すべきところ、当社役員は、上記事実が露見することを免れるため、営業未払金のマイナス勘定とし

て処理し、本来計上すべき貸倒引当金を計上していなかった。

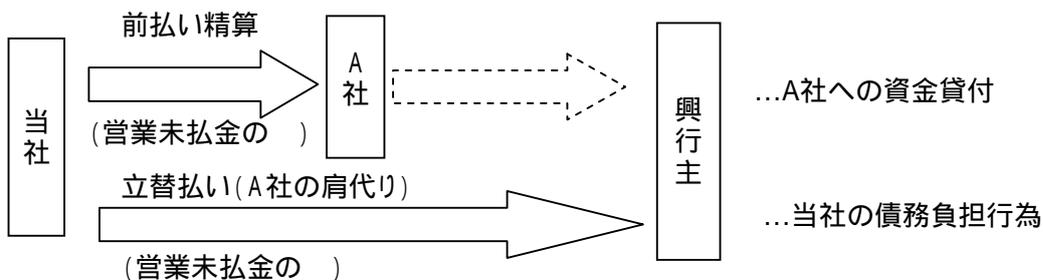
通常のチケット委託販売



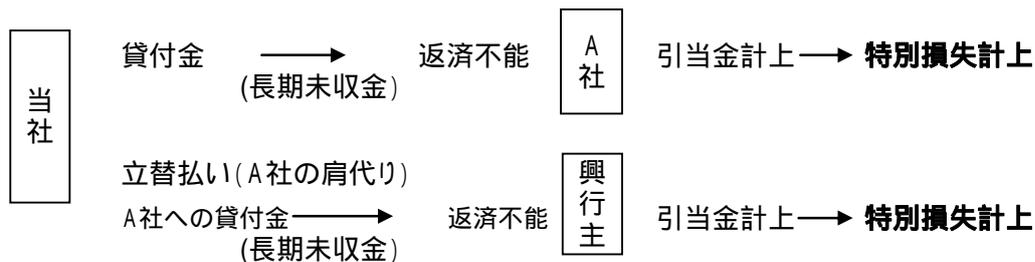
A社スキーム



A社資金の不正支出(不正経理)



修正



事例 2 8

- 1 発行者である会社
卸売業 大阪証券取引所ジャスダック上場

- 2 対象開示書類
継続開示書類
第 A 期有価証券報告書

- 3 虚偽記載の金額及びその主要な態様
第 A 期有価証券報告書(100 万円未満は切捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結当期純損益	5 億 8,000 万円	7 億 1,100 万円

虚偽記載の主な態様： ソフトウェア仮勘定に係る除却損失の過少計上等

- 4 課徴金額
3 0 0 万円

- 5 本事例の特色

本件は、当社が、ソフトウェアとして資産計上していたソフトウェア開発に係る費用について、当初の開発委託先によるシステム開発を断念し、新規の開発委託先による全面的な再構築を実施したにもかかわらず、再構築の方針を決定した時点でソフトウェアの資産価値を検証して適正な会計処理を行うことについての認識が欠けていたことから、本来計上すべき固定資産の除却損を計上せず、不適正な会計処理を行ったものである。

- 6 具体的な虚偽記載の態様

ソフトウェア仮勘定に係る除却損失の過少計上

当社は、当社の販売管理システムを刷新するため、第 A 期の 3 期前に、A 社に対して当該システムの開発を委託したが、A 社による開発作業が遅延する一方で、当社は A 社からの契約期間の延長や開発費用の増額に応じてきた。

その後、A 社が経営不振に陥ったため、当社は当該システムが完成しないことを懸念し、第 A 期中に、別の会社にこれまでの開発の成果物の検証を依頼したところ、A 社の作業には基本設計等に問題が多く、システムとしての妥当性・正当性が確認できないとの報告がなされた。このため、当社は、A 社によるシステム開発を断念し、新たに別の会社にシステム開発委託を変更するなどの方針を決定し、改めてシステム開発を全面的にやり直し、第 A 期の 2 期後に当該システムを完成させた。

当社は、第A期の会計処理において、A社等に対して支払ったシステム開発費用をソフトウェア仮勘定として資産計上していたが、このシステム開発は上記のとおり
の状況にあり、この開発について資産としての価値は認められず、このため、当該
ソフトウェア仮勘定について、その全額を除却する必要があったにもかかわらず、
当社はこれを行わずに、利益を過大に計上していた。

事例 29

1 発行者である会社
情報・通信業、東京証券取引所マザーズ上場

2 対象開示書類
継続開示書類
第 A 期半期報告書

3 虚偽記載の金額及びその主要な態様

第 A 期半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
中間純損益	1 億 3,800 万円	2 億 3,700 万円

虚偽記載の主要な態様： 貸倒引当金の過少計上

4 課徴金額
150 万円

5 本事例の特色

本件は、A 社から資金支援を依頼された当社が、A 社と架空の取引を行うことにより、実質的に A 社の債務について立替払いをしたが、売掛金として計上した立替金を A 社から回収することが困難であったにもかかわらず、貸倒引当金を計上せず、不適正な会計処理を行ったものである。

6 具体的な虚偽記載の態様

貸倒引当金の過少計上

当社は、当社代表取締役の知人が経営する A 社から資金支援の依頼を受けたが、当社は貸金業務を事業内容としていないことから、貸付けによる当該資金支援はできないが、当社の業務であるソフトウェア関係の取引であれば協力できると A 社に伝えた。

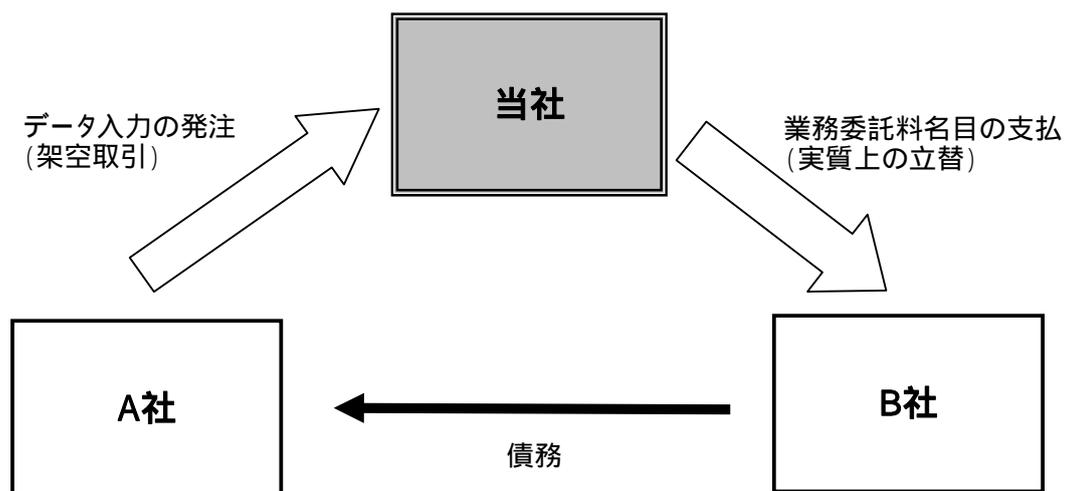
そこで、A 社は、A 社が B 社に委託し、既に完了しているデータ入力業務について、当社が A 社と B 社の間に入る形で発注するので、B 社からの仕入として、A 社に代わって B 社に業務委託料を支払うよう当社に依頼した。

そして、当社はこれを了承し、B 社に対してデータ入力業務の代金を支払い、これを B 社に対する仕入として計上するとともに、A 社に対する売上と、この売上に係る売掛金を計上した。

しかし、上記取引の実態は、A 社の B 社に対する債務を、当社が代わりに返済するために捏造した架空の取引であり、当社の B 社への支払についても、実態は A 社の B

社に対する債務を当社が立替払いしたものであった。

この実質上の立替金については、A社は資金繰りに窮して返済が滞るなどの状況にあり、経営実態等から回収は困難であったことから、第A期中間期において、未回収の全額について貸倒引当金を計上する必要があったが、当社は売掛金として計上したままで、実質上の立替金に対して貸倒引当金を計上していなかった。



事例 30

- 1 発行者である会社
倉庫・運輸関連業 東京証券取引所市場第二部上場

- 2 対象開示書類
継続開示書類
第 A 期有価証券報告書

- 3 虚偽記載の金額及びその主要な態様

第 A 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結当期純損益	5 億 1,700 万円	9 億 8,200 万円

虚偽記載の主な態様： 貸倒引当金の過少計上等

- 4 課徴金額
300 万円
（検査実施前に減額報告書が提出されたことから、法第 185 条の 7 第 12 項の規定により課徴金額を減額）

- 5 本事例の特色

本件は、当社の子会社で、国内製の製袋機や外国製のホーロー製品等の輸出入業務を営んでいた A 社が、貸倒引当金の過少計上等の不適正な会計処理を行っていたものである。

- 6 具体的な虚偽記載の態様

前渡金に係る損失の不計上及び貸倒引当金の過少計上

当社の子会社 A 社は、機械の販売会社である B 社の海外窓口として、B 社から機械（製袋機）を仕入れ、それを海外の顧客に販売していたが、その際、B 社との取決めにより、海外販売先との販売契約が締結された段階で、当該機械の製造資金に充てることを前提に、契約総額の 90%相当の金額を、手形を振り出すことにより B 社に資金を前渡ししていた。

しかし、A 社は、B 社の業績が悪化し、当該前渡金を B 社が自己の資金繰りに流用し、機械が製造されていないことを第 A 期末までに知った。このため、A 社は、販売契約先から損害賠償請求を受けることを回避するため、B 社に別途資金支援を行い、これを前渡金名目で追加計上するとともに、B 社に機械を製造させることにした。

本件について、本来A社は、

従前からの前渡金については、B社が資金を流用していたことを知り、もはや当該前渡金では機械を製造することはできないと認識した時点で損失として処理すべきであるところ、これを行わず、

前渡金名目で追加計上した資金については、本来はB社に対する支援目的で支出したものであることから、金銭債権（貸付金）と認められるところ、当社は、その支出時点で既に回収が困難なことを認識していたにもかかわらず、追加で支払った資金について貸倒引当金を計上しなかった。

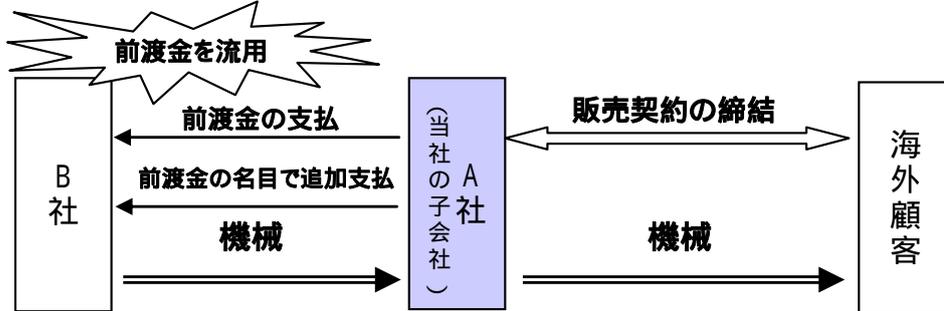
貸倒引当金の過少計上

A社は、機械（製袋機）の国内向け販売に当たり、C社から機械を仕入れ、B社に販売するという取引を行っていたが、当該取引において、B社が、A社への債務（買掛金）の返済に充てるべき資金を自己の資金繰りに流用するなどしたことから、A社のB社に対する売掛債権の回収が困難になった。A社は、そのような状況を認識していたにもかかわらず、B社に対する売掛債権について貸倒引当金を計上しなかった。

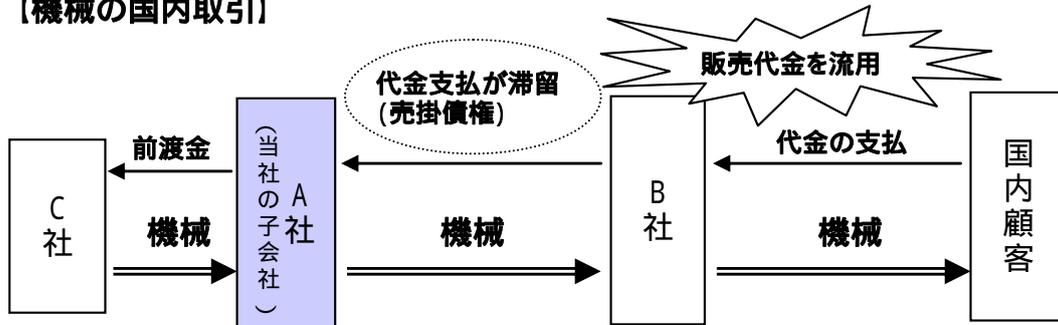
貸倒引当金の過少計上

A社は、製袋機を製造するC社に対して、海外企業から機械部品（製袋機の部品）を輸入して販売する取引を行っていたが、B社の資金繰りの悪化に伴い、B社に製袋機の受注や資金繰り等の実質的な業務運営を依存していたC社に対するA社の売掛債権も回収が困難になった。A社は、そのような状況を認識していたにもかかわらず、C社に対する売掛債権について貸倒引当金を計上しなかった。

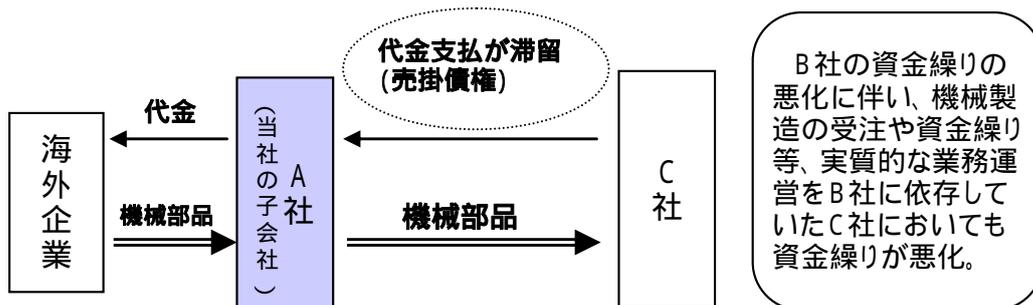
【機械の輸出取引】



【機械の国内取引】



【機械部品の輸入・販売取引】



開示検査の結果是正が行われた案件

- (1) a社（名古屋証券取引所市場第二部上場、大阪証券取引所市場第二部上場、業種：繊維製品業）

a社は、その子会社の受託業務(役務)が、契約内容に比して著しく不十分で、役務の提供があったとは認められないものであったにもかかわらず、売上を計上していた。さらに、これらの売上代金の支払原資については、当該子会社から当該業務の委託元へ、出資の名目で支出した資金の一部を用いることで、売上代金の回収が問題なく行われているように装っていたことが判明した。

上記のとおり、過年度において、売上の過大計上等が行われていたことから、半期報告書等の訂正の必要性が認められた。

当方の指摘に対し、a社はこれを認め、所管財務局長等に半期報告書等の訂正報告書を提出し、受理された。

- (2) b社（東京証券取引所マザーズ上場、業種：情報・通信業）

b社が、取引先の保有する他社株式を購入する一方で、当該取引先はb社製品を購入し、b社はこれを売上として計上していた。しかし、取引先が購入したb社製品は業務に利用されず、あるいは廃棄されており、更に、取引先からb社への売上代金の支払原資については、b社が実質価値よりも過大な価額で取引先に支払った株式購入代金の一部を用いることで、売上代金の回収が問題なく行われているように装っていることが判明した。

上記のとおり、過年度において、売上の過大計上等が行われていたことから、有価証券報告書等の訂正の必要性が認められた。

当方の指摘に対し、b社は調査委員会を設置し、その調査結果を受け、過年度決算の訂正を行うこととし、所管財務局長等に有価証券報告書等の訂正報告書を提出し、受理された。

- (3) c社（大阪証券取引所ジャスダック上場、業種：不動産業）

c社は、既に建築工事が完了した自社開発物件につき、c社の責めに帰すべき事由でありながら、それを理由に工事代金の支払を行わなかったため、工事請負業者から引渡しを留保された。c社は、当該物件及びその工事代金について、貸借対照表に仕掛販売用不動産及び買掛金として計上していなかった。

本件については、上記物件に係る簿価切下額は発生しておらず、貸借対照表に仕掛販売用不動産及び買掛金として計上したとしても、当期純損益や純資産への影響はないが、c社が、当該物件の価値が下落するリスクを負担していること、当該工事代金は既に債務として確定していること等から、貸借対照表に仕掛販売用不動産及び買掛金として計上する等の必要性が認められた。

当方の指摘に対し、c社は、貸借対照表に仕掛販売用不動産及び買掛金を計上することとした。

・開示書類の不提出

事例 3 1

1 発行者である会社

不動産コンサルティング業、東京証券取引所市場第一部（有価証券報告書及び四半期報告書の提出遅延により上場廃止）

2 違反行為

第 A 期第 3 四半期報告書の不提出（法第 172 条の 3 第 2 項）

第 A 期有価証券報告書の不提出（法第 172 条の 3 第 1 項）

3 違反行為の状況

当社は、金融商品取引法の規定に違反して、第 A 期第 3 四半期報告書を同四半期期間経過後 45 日以内に、また、第 A 期有価証券報告書を同事業年度経過後 3 か月以内に、財務局長等に提出しなかったものである。

当社は、第 A 期以前までに同社が行った債務保証及び保証類似行為並びに当該保証等に係る主債務者の財政状態の悪化により、第 A 期事業年度連結会計期間の連結財務諸表について、当該債務保証等に対する債務保証損失引当金の計上を反映してこれを作成した上で、当該連結財務諸表を記載した第 A 期事業年度に係る有価証券報告書を、同事業年度経過後 3 か月以内に関東財務局長に提出すべきであった。

また、当社は、その後も、主債務者の財政状態の悪化が継続し、債権者等から上記債務保証及び保証類似行為に対する履行請求を受けていた。

しかし、当社は、第 A 期第 3 四半期における、当社グループの今後の事業計画及び資金計画等に関し、当社の会計監査人との見解の相違が埋まらず、最終的に会計監査人が辞任したことから、法定期限内に第 A 期第 3 四半期報告書の提出を行わなかった。

また、当社は、その後も資金繰りに余裕がないことを理由に、会計監査人の選任及び上記第 A 期第 3 四半期報告書及び第 A 期有価証券報告書の作成を行わず、長期に亘り、こうした同社の財政状態を同社の株主等市場関係者に対して何ら開示をしていない状態を継続したものである。

4 課徴金額

3,999万9,999円

内訳	第 A 期第 3 四半期報告書	13,333,333 円
	第 A 期有価証券報告書	26,666,666 円

（法第 185 条の 7 第 4 項の規定により、40,000,000 円を按分）